

## 平成24年第4回防府市議会定例会会議録（その2）

○平成24年9月12日（水曜日）

---

### ○議事日程

平成24年9月12日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

|      |             |      |           |
|------|-------------|------|-----------|
| 1 番  | 中 林 堅 造 君   | 2 番  | 木 村 一 彦 君 |
| 3 番  | 重 川 恭 年 君   | 4 番  | 藤 本 和 久 君 |
| 5 番  | 斉 藤 旭 君     | 6 番  | 高 砂 朋 子 君 |
| 7 番  | 山 根 祐 二 君   | 8 番  | 今 津 誠 一 君 |
| 9 番  | 行 重 延 昭 君   | 10 番 | 土 井 章 君   |
| 11 番 | 松 村 学 君     | 12 番 | 河 杉 憲 二 君 |
| 13 番 | 山 田 耕 治 君   | 14 番 | 三 原 昭 治 君 |
| 15 番 | 山 本 久 江 君   | 16 番 | 田 中 敏 靖 君 |
| 17 番 | 横 田 和 雄 君   | 18 番 | 田 中 健 次 君 |
| 20 番 | 青 木 明 夫 君   | 21 番 | 久 保 玄 爾 君 |
| 22 番 | 大 田 雄 二 郎 君 | 23 番 | 弘 中 正 俊 君 |
| 24 番 | 佐 鹿 博 敏 君   | 26 番 | 山 下 和 明 君 |
| 27 番 | 安 藤 二 郎 君   |      |           |

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

|             |             |                       |           |
|-------------|-------------|-----------------------|-----------|
| 市 長         | 松 浦 正 人 君   | 副 市 長                 | 中 村 隆 君   |
| 教 育 長       | 杉 山 一 茂 君   | 代 表 監 査 委 員           | 中 村 恭 亮 君 |
| 上下水道事業管理者   | 浅 田 道 生 君   | 総 務 部 長               | 阿 川 雅 夫 君 |
| 総 務 課 長     | 末 吉 正 幸 君   | 財 務 部 長               | 持 溝 秀 昭 君 |
| 生 活 環 境 部 長 | 柳 博 之 君     | 健 康 福 祉 部 長           | 清 水 敏 男 君 |
| 健康福祉部理事     | 江 山 浩 子 君   | 産 業 振 興 部 長           | 吉 川 祐 司 君 |
| 土木都市建設部長    | 金 子 俊 文 君   | 入 札 検 査 室 長           | 福 田 一 夫 君 |
| 会 計 管 理 者   | 亀 重 正 勝 君   | 教 育 部 長               | 藤 井 雅 夫 君 |
| 農業委員会事務局長   | 堀 浩 二 君     | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 高 橋 光 之 君 |
| 監査委員事務局長    | 永 田 美 津 生 君 | 消 防 長                 | 永 田 眞 君   |
| 上下水道局次長     | 大 田 隆 康 君   |                       |           |

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

---

午前10時 1分 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。20番、青木議員、21番、久保議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一般質問でございます。通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしく申し上げます。

これより質問に入ります。最初は13番、山田議員。

〔13番 山田 耕治君 登壇〕

○13番（山田 耕治君） おはようございます。会派「絆」の山田耕治でございます。1期4年、最後の一般質問になります。本日まで14回の一般質問をさせていただきましたが、質問に対し御尽力をいただいた執行部の皆様へ感謝を申し上げます。私の一般質問はこれが最後になるかどうかはわかりませんが、市民の声ということでしっかりとフォ

ローしていただければ幸いに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、防府市の歴史と伝統工芸普及の考え方についてお尋ねいたします。

文化施設には文化会館や美術館、博物館、民俗資料館など、地域の住民がみずから参加する文化活動の場、また芸術品の展示や地域の文化財の公開などを行っており、地域の歴史、文化の振興や学習の場にもなり、大きな役割を果たしていることは言うまでもありません。

防府市も学校や公民館を利用して芸術や芸能等に触れる機会を提供し、市民一人ひとりが文化を育み、文化をつくりだすことのできる環境づくりの推進に取り組んでおられますが、アスプラート、公会堂、文化財郷土資料館との連携や今後の施策、方向性を教えていただきたいと思えます。

防府市の第二次防府市生涯学習推進計画は、第四次防府市総合計画のもと、より一層市民の学習活動を推進し、その結果を防府市の人づくり、地域づくりにつなげていくため、今後、10年間を見通した新たな生涯学習推進計画を策定するもので、平成24年から10年間で計画が打ちだされています。計画の基本理念と基本目標で、全ての市民がいつでも、どこでも学べ、豊かな人生を送ることができるよう、多様な学習機会の提供や、生涯学習関連施設の整備、充実など、市民の自主的な学習活動を支援するための総合的な学習環境の整備に努めるとあります。

施策の展開では、生涯学習情報発信の充実や多様な学習機会の提供等々、また、生涯学習関連施設の整備充実も施策展開の一つで、公民館の整備充実、図書館、博物館等の充実、文化施設の充実、その他の生涯学習関連施設の有効活用や相談体制の充実。産学公民の教育ネットワークの強化では、施策の展開としては多様な人々、機関の参加による教育ネットワークづくりの推進もうたわれています。

る防府市の生涯学習推進計画を述べましたが、いかに魅力ある施設にし、市民の皆様はもちろんですが、他市の方が足を運んでもらえるようにするのか、また、市民を巻き込んだ施設運営がキーワードになるのではないかと思います。

そこでお尋ねですが、防府市にも先代から長年にわたり受け継がれている技術や技が用いられる伝統工芸品の展示の普及活動はどうされているのか。

2点目として、歴史的資料を個人でお持ちになっていらっしゃる方への取り組みは。例えば相談体制や寄託品としての受け入れ態勢がどのようになっているのか。

3点目は、明日を担う子どもたちへ防府市の歴史や文化に興味を抱いてもらうという点から行政の取り組みは。

4点目に、市民を巻き込んだ施策として防府市の歴史・芸術文化を展示会等で紹介するボランティアの育成はどのようにお考えか。

5点目に、現在、計画中の「(仮称)山頭火ふるさと館」ですが、山頭火だけにこだわらず「防府市歴史博物館」として総合施設とすべきと思いますが、市としてのお考えは。

以上、執行部の御所見をお聞かせください。

○議長(安藤 二郎君) 13番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

[市長 松浦 正人君 登壇]

○市長(松浦 正人君) 御質問にお答えいたします。

本市には市民の文化・芸術活動を支える施設として、地域交流センター(アスピラート)、公会堂、文化財郷土資料館、英雲荘、毛利博物館など、多くの施設がございます。また、第二次防府市生涯学習推進計画でも記載しておりますとおり、施設の整備・充実のみならず、学習情報の発信や市民の皆様のニーズにあった学習や発表の機会の提供など、ソフト面での充実を図ることが、市民の文化・芸術活動を支援していく上で大変重要であると考えております。

歴史や伝統文化を学び、伝えていくことは、ふるさとに対する誇りや愛着を育てるとともに豊かな人間性を育むものでございます。それぞれの施設では本市の文化・芸術の普及、歴史や伝統の継承という役割を担い、施設の目的に応じた事業に取り組んでおります。

まず、防府市に長年にわたり受け継がれている技術やわざが用いられる伝統工芸品の展示普及活動についてのお尋ねでございましたが、本市には地場産業の健全な育成及び発展を図るための必要な事業を行うとともに、地域経済の発展、地域住民の生活文化の向上と福祉の増進に寄与することを目的として、平成2年4月に財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センター(デザインプラザ防府)が設立されております。このデザインプラザ防府の1階常設展示ホールにおきまして、末田・堀越焼などの陶芸品のほか、山口・防府地域内の主たる伝統工芸品を展示するとともに、春・秋の地場産フェアにおいて、工芸作家の実演やトークショーなどの工芸品展を開催するなど、地域内の伝統工芸の普及活動に努めてまいりました。

また、デザインプラザ防府の普及活動といたしましては、毎年、地域の伝統的産業である陶芸に対する認識を深めるため、「陶芸手づくり教室」を開催したり、幼少期における地場産業への理解を深めるため、「子どもを対象にしたものづくり教室」、「夏休み親子工芸教室」を開催いたしております。

次に、歴史的資料を個人で保管されている方への取り組みについてのお尋ねでございましたが、古文書や考古・民俗などの歴史資料で、個人所有のものにつきましては、個人で

保管・管理をしていただくことが基本と考えておりますが、所有者から御相談がありましたときは丁重に対応しており、指定文化財となっているものにつきましては、補助金の支出や保存についての助言、情報提供等を行っております。

なお、諸事情により適切な管理、維持が困難となったものにつきましては、文化財郷土資料館に寄託あるいは寄贈いただくこととしておりまして、平成20年に文化財郷土資料館が開館して以来、歴史資料の寄託はございませんが、寄贈については26件、1,185点ございます。寄贈いただきました資料につきましては、大切に保存し、展示等、公開しているものもございます。

次に、明日を担う子どもたちへ防府市の歴史や文化に興味をいただいてもらうという点からの行政としての取り組みについてのお尋ねでございましたが、まず、市内全ての小学校におきまして、3年生から、副読本「のびゆく防府」を使い、郷土の歴史、文化、産業などを学んでおります。

また、文化財郷土資料館では、常設展示部分で、干拓による防府市の歴史的地形の変化をパズルで学べるようにした展示や、古代の遊びを体験できるコーナーを設置しております。昨年度の周防国衙跡の発掘調査開始から50年を記念する企画展では、子ども用を含めた古代貴族の衣装の着付け体験や、夏休みに子どもを対象にした拓本を採る体験教室を行いまして、大変好評を得ております。

また、ことしの夏休みには、遺跡の発掘調査で出土した土器や瓦などの遺物を洗ったりする体験学習を行いまして、市内の子どもたちが参加しております。

このような取り組みを今後より一層広げ、子どもたちに防府の歴史や文化に触れる機会を増やし、郷土を愛する心を育てるよう努力したいと考えております。

次に、市民を巻き込んだ施策として防府市の歴史・芸術文化を展示会等で紹介するボランティアの育成についてのお尋ねでございましたが、現在、御質問にございますような歴史・芸術文化を展示会等で紹介するという目的でのボランティアの育成はできておりませんが、学習や文化の振興の場として何度も足を運んでいただける、より魅力ある施設とするためには、歴史・芸術文化を展示会等で紹介するボランティアを育成し、活動の場を提供することが必要であるとともに、このような活動が本市の歴史・芸術文化に触れようとされる方々の一助にもなりますことから、大変重要なことではないかと考えております。

なお、本市では文化・芸術に関する豊かな知識や経験、技能をお持ちの個人や団体を指導者として登録し、ボランティアで市民の学習活動を支援していただく、防府市生涯学習指導者バンク制度を設けております。この指導者バンクには文化・歴史、美術・工芸分野の指導者や、また、洋楽・邦楽・芸能などの団体が登録しておられまして、生涯学習フェ

スティバルや学習セミナーなど、市の行事への御支援をはじめ、地域や学校に出向いて御指導いただくなど、本市の文化・芸術活動推進の一翼を担っていただいているところでございます。

また、文化財郷土資料館や図書館、公民館などでは、施設の運営や行事を行うに当たりましては、多くのボランティアの方に御協力いただくなど、市民の皆様みずからが指導者や支援者となって、さまざまな機会にボランティアとして芸術・文化等の活動を支えていただいております。

今後はこうした方々の御協力をいただきながら、施設間で連携を図り、歴史・芸術文化を展示会等で紹介するボランティアの育成について、先ほども申し上げましたが、早急に検討に入りたいと存じます。

次に、「山頭火ふるさと館」を「防府市歴史博物館」としての複合施設とすべきではないかとの御意見、お尋ねでございましたが、種田山頭火は自由律俳句の日本を代表する俳人として小学校や中学校の教科書にも掲載されるなど、全国の子どもから大人まで多くの人に知られるようになりまして、そしてまた、親しまれるようになってまいりました。

私はこれまで山頭火の生まれた防府市に「山頭火ふるさと館」をつくってほしいという多くの市民や全国の山頭火ファンの御要望をいただいております。そこで、平成18年の選挙の折にはまちの駅と「山頭火ふるさと館」という公約を掲げ、平成22年の選挙におきましてもおこなっております「山頭火ふるさと館」の整備を公約に掲げ、2度にわたって市民の皆様のお支えをいただいております。まちの駅「うめてらす」は御存じのとおり盛況を博しているところでございます。

そのような中、平成19年と平成20年には山頭火ふるさと会の皆様と建設場所や運営方法等について協議を行い、平成21年には山頭火ふるさと会をはじめ、関係団体からの推薦委員や一般公募委員などからなる「（仮称）山頭火ふるさと館設置検討協議会」を設置いたしまして、6回にわたって基本理念や基本的な機能等について御協議いただき、平成22年1月に「（仮称）山頭火ふるさと館基本構想報告書」をとりまとめたいただきました。

また、平成22年には市内において建設場所や建物の規模等について検討を重ねるとともに、議員の皆様には昨年5月の市議会全員協議会におきまして、これまで協議、検討した内容を御説明申し上げ、市議会に設置されました「山頭火ふるさと館検討協議会」においてもこれまで4回にわたり、御協議いただいております。

そうした経緯を踏まえ、現在、山頭火ふるさと館基本計画の策定を進めておりまして、8月下旬には市議会総務委員会と市議会の「山頭火ふるさと館検討協議会」において基本

計画の中間案について御説明し、御協議いただいたところでもございまして、本年11月末までには基本計画を策定する予定といたしております。

この基本計画の中で「山頭火ふるさと館」の基本的な考えといたしまして、2つの施設テーマを掲げております。

一つは、誰もが気軽に訪れ、山頭火の世界に親しみ、ここを訪れられたら山頭火に関するあらゆることがわかり、山頭火を通して交流できる山頭火のふるさと防府にしかできない全国随一の山頭火顕彰・交流施設とすることです。

もう一つは、山頭火は自由律俳句の日本を代表する俳人であることから、多くの人が自由律俳句に親しみ、自作の句を通じて交流することができる自由律俳句の一大拠点施設となることです。

この2つの施設テーマに加えまして、観光振興の観点から申しますと、山頭火ふるさと館には山頭火ファンだけではなく、山頭火を知らない方にもぜひ多くの方にお立ち寄りいただきたいと考えておりまして、多くの観光客の皆様がお越しになっている防府天満宮や、先ほど申しましたまちの駅「うめてらす」などとの相乗効果が得られ、滞在時間の増加による経済効果も期待できる場所として、「歴史を活かしたまちづくり」による修景整備等を行っております旧山陽道、史跡萩往還や、山頭火が松崎小学校に通ったであろう山頭火の小径に接し、宮市本陣兄部家に隣接する場所に建設することにより、今以上のにぎわいの創出につながるものと考えております。

また、今後、宮市本陣兄部家が復元されれば、防府天満宮から「うめてらす」へ、そして「うめてらす」から「山頭火ふるさと館」へ、そしてさらに宮市本陣兄部家へと、あるいは「山頭火ふるさと館」に訪れた方が「うめてらす」などへと大きな人の流れが生じることから、「山頭火ふるさと館」の整備を、この期を逃すことなくぜひとも進めてまいりたいと強く思っているところでございます。

なお、市議会本会議における数々の御発言や市議会における「山頭火ふるさと館検討協議会」におきましても、「山頭火ふるさと館」では山頭火だけではなく、防府ゆかりの文人の方々も紹介してはどうかという御提案もございましたので、その御意見を尊重し、山頭火とともに防府ゆかりの文人の方々を紹介するコーナーもあわせて設け、山頭火ふるさと館を訪れる多くの方々に紹介してまいりたいと考えております。

したがって、御提案のありました「山頭火ふるさと館」を「防府市歴史博物館」としての複合施設とすることも、一つのお考えとして拝聴いたしましたが、本市には多くの歴史的文化遺産や文化財などがございまして、郷土の文化財を大切に保存、継承し、活用する必要があるということは十分に認識いたしておりますので、文化財郷土資料館等の有

効活用を含め、今後、「防府市歴史博物館」設置の必要性について研究してまいりたいと考えております。

まずは、今日まで議員の皆様方や山頭火ふるさと会をはじめとした関係者の皆様と長年にわたって協議を重ね、熟度を高めてまいりました「山頭火ふるさと館」を今こそ整備を進める時期に来ているものと確信いたしているところでございます。

ところで、このたびモントリオール世界映画祭で特別賞を受賞し、現在、市内でも上映中の高倉健主演の映画「あなたへ」では、映画の中で山頭火の句が幾つも紹介されており、私も映画を鑑賞いたしました。改めて山頭火の句が全国で高く認知されていることがわかり、とてもうれしく感じた次第でございます。この映画はなかなか味わい深い内容でありますので、ぜひごらんいただければと、お勧めいたしたいと存じます。

また、御存じのとおり長編劇映画「山頭火」の製作準備が着々と進められておりまして、本年12月からいよいよ映画づくりが始まるとお聞きもいたしているところでございます。

このような流れの中にある今だからこそ、「山頭火ふるさと館」の整備に着手し、山頭火のふるさと防府を全国にPRする絶好のチャンスであると考えておりますので、議員並びに議会の皆様方の深い御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上、答弁いたしました。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○13番（山田 耕治君） るる説明、市長、ありがとうございました。

それでは再質問させていただきます。

伝統工芸品の展示の普及活動の件で、今までの普及活動を今後、どのように展開していくのか。最近ではインターネットでの情報提供も普及していますが、そこでの展開や計画が今後あるのか。企画展開は重要な鍵となると思いますが、お考えがあれば教えていただきたいと思っております。

平成24年度の教育の概要にも郷土の伝統文化の伝承と文化・芸術活動の支援ということで文化・芸術等の振興は生涯学習課、文化財の保護・保存・活用は文化財課が担当されていますが、現在の状況と今後の取り組みを簡単に教えていただきたいと思っております。

市民を巻き込むという点で防府地域交流センターもございしますが、このアスピラートは、例えば防府市の伝統工芸や展示、また障害を持たれた方が企画や来客した場合の補助や減免があるのでしょうか。あわせてお答えいただければと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 産業振興部でございます。伝統工芸ということで、防府市の伝統工芸といいますと、主には焼き物と、いわゆる陶器といいますか、そういうも



のになるわけでございますけれども、現在、今、市長がお答えいたしました形で普及啓発活動を行っております。今後の展開についての新たな計画というのは今のところ具体的なものは持っておりません。ただ、今、御質問等にもありましたように、新しいメディア等を通じてやっていくということは必要だと思っておりますので、そのあたりは検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育部長（藤井 雅夫君） アスピラートの減免でございますが、アスピラートにつきましてはいろんな会場をお貸しするということで、文化財郷土資料館のように、常設のそういった見学者を想定しておりませんので、そういった減免は今のところございません。

○13番（山田 耕治君） インターネット等の普及の点については今後考えていただけるということでよしとしましょう。

アスピラートは御存じのとおり、防府市の地域交流センターでございます。この設置及び管理条例や執行規則を見ても、減免については何もうたわれていないということは、もう皆さんも御承知のとおりなんですけど、地域の交流等も考えた場合、やはりその施設の特性からいいますと、幅広い市民の皆様のやさしさや気配りが、私は必要なんじゃないかと思うんですが、今後、この点について執行部としてお考えがあればお聞かせ願いたいんですが。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） アスピラートにつきましては、先ほど申し上げましたが、いろんな展示会場あるいは音楽等の発表会場、そういった施設でございますので、特別なそういった減免というものは現在のところ考えておりません。

○議長（安藤 二郎君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時30分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

山田議員。

○13番（山田 耕治君） 減免等は考えていらっしゃらないということで、とても残念でございます。やはり幅広い市民の方が伝統工芸品を見に来たとか、そういうところの普及とか、そういうところを考えるのであれば、私はやはりそういう気配りが防府市にあってもいいんじゃないかなと思っております。ぜひ前向きに検討していただきたいということをこの点だけは要望しておきます。

あと相談体制や寄託品としての受け入れ態勢でございますが、資料館での所蔵品と寄託品の割合がわかれば教えていただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 文化財郷土資料館での寄託品と寄贈品の受け入れの割合についてでございますが、資料館の収蔵品は市内各遺跡からの出土品をはじめ、歴史民俗資料などがありまして、点数にすれば数十万点にも及びます。平成20年に文化財郷土資料館が開館して以来の寄贈につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり26件、1,185点でございますので、寄贈品の割合はごくごくわずかなものとなります。1%にもいかないぐらいの割合になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○13番（山田 耕治君） ありがとうございます。そうなんですよね。実際、こういう受け入れ態勢もしかり、施設としてもそういう、要は所蔵として受け入れるところがないというのも、ひとつこれは問題なのかなというふうに。トータル的なところで、総合的なそういう施設をつくるべきではないかということで質問をさせていただいておるわけですが、やはりそういう管理体制があるとか、そういう受け入れ態勢があるというのを十分、そういうのができた総合的な、僕は施設を建てるべきじゃないかというふうに思っておりますので、その辺はちょっとつけ加えておきます。

先ほど市長さんのお話でもありましたが、個人の所有物については個人で管理していただくと、これは確かにそうだろうと思えます。ただ、やはり歴史的なものというのは、温度管理とか、そういう湿度管理というのがきちりできたところがないと、また、火事等もございませう。地震等もございませう。そういうところからしたら、やはり個人が持つとくよりも、しっかり市として管理していただく。それが寄託品が防府市に寄附という形にもなるのかなというふうに思えますので、考えていただければというふうに思えます。

あと文化財郷土資料館等で小・中学校の団体が年間どれぐらい来客するのか。夏休みが終わったばかりですが、夏休みを利用した企画を実際のこのところでやっているのか。年間を通してどれぐらいあるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 文化財郷土資料館の小・中学生の入館者数でございますが、平成21年度が298人、22年度がちょうど1,000人、23年度が298人ございました。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○13番（山田 耕治君） それは防府市が歴史や文化に興味を抱いてもらうという点から、教育委員会として、学校として行かれるのか。それとも個人で行かれるのか。それはどっちですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） この数の中には有料入場者、それから学校でまとめて行かれる場合には入場料減免になりますので、両方含まれております。ただ、先ほど申し上げました中で、平成22年だけちょっと数字がかなり多かったと思いますが、そのときにはちょうど防府の塩業、塩田のことについて展示しておりました。そのときにはかなり割合として、学校からまとまって見に行かれたという割合が多くなっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○13番（山田 耕治君） 私もこの盆にここにちょっとお邪魔させていただいたんですが、確かにまだ塩田のことも展示されていました。

ただ、5分も、見るのにかからなかったかなって、ちょっと寂しい思いがしたんですが、やはりこういうところもしっかりきちっと整備していくということが大切なのかなと。今後の方向性として本当に今の展示状態でいいのかどうか。これはやっぱり教育委員会としても、しっかり声を大にして考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、ボランティアの件では岐阜市の歴史博物館へ8月8日でございますが、会派行政視察に行かせていただきました。企画展や常設展等で多くの来場者が来られる歴史博物館でございます。有名でございます。各コーナーでボランティアの方が体験補助や解説をしていただいております。館長さんにボランティアさんのことをお尋ねしましたが、約160の方が登録されているようでございます。ボランティアの方への交通費、駐車場代やお弁当等は一切出されていない。ボランティアといえばそれまでなんですが、登録されている方が来られる日をみずから記入して、運営も自分たちでされているということでした。ボランティアの方への気配りといえば、時間帯で来られるボランティアの方へ必ず職員さんが声をかけられるそうでございます。また、会議室を皆さんの昼食、お弁当や懇談室に開放されているということも言われていました。

もう一つ、ボランティアの方に対しての研修だそうでございます。この研修ですが、平成23年度は28回、受講者は679人だったそうでございます。館長さんは、当館は社会教育施設であり、市民を対象とする全ての事業を教育活動と考えておられる、というふ

うに言われました。それを聞き、その博物館を見て、なるほどなあと納得した次第でございます。

そこでお尋ねいたしますが、防府市も天満宮等でボランティアを行っておるのは私も知っています。先ほどこのような歴史・伝統文化を展示する上でのボランティアというのではないというふうに言われましたが、今後、必要であるというふうに市長さんはおっしゃっていただきました。検討に入りたいということも言っていたいたんですが、今、天満宮等でボランティアされておる方に対してのこういう研修制度というのは何かあるんですか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 観光ボランティアのことであろうと思います。観光ボランティアにつきましては、それぞれ観光ボランティアとしての研修、それから観光協会としての研修等がございます。

観光ボランティアにつきましては、一応原則として、ガイドを頼んだ場合は有料でございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○13番（山田 耕治君） ありがとうございます。ガイドを頼んだ場合は有料って、そのガイドに対してということですよ。研修に対してはどうですか、無料ですか……。ありがとうございます。

私も岐阜に行ってその点をちょっと聞きましたら、やはりボランティアの方はその研修も楽しみにされて、自分の知識を高めるということで、それに参加したいためにボランティアになれる方もたくさんいらっしゃるというお話を聞きましたので、そういうところもしっかりPRしていただいて、ボランティアの方、検討に入るというお言葉をいただきましたので、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

今後、市民を巻き込むイベントでこのような企画やPRも含めて推進していただきたいんですが、防府市の歴史・芸術文化を一つにまとめたガイドブックみたいなものを作成してみてもどうでしょうか、提案なんです。防府市で発展してきた伝統工芸や歴史文化がわかるような一覧や写真、もしあれば、市民の皆様や子どもたちに紹介することもしっかり——そういうことでPRすることも私は大切なんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） これまで防府市の歴史文化等を紹介したものは、例えば文化財サイドとか、個々にはありましたが、今言われたような、全体というのがなかなかこ

れまで見当たらなかったように思います。そういったことも今後の検討課題ではないかというふうに考えております。

小学生については、先ほど申し上げました「のびゆく防府」のほうでそういったことは勉強できるようになっております。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○13番（山田 耕治君） そうは言うても、私もいろいろ、いろんなところで聞いてみましたし、やっぱり目でみるような写真とか、新しいものというのは——防府市も染め物とか昔からあるものもございます。そういうところもしっかり知った上で、市民の意見を聞いた上で、やっぱり今後子どもたちにそういうところをPRしていくとか、教えていくということも必要、大切なことと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、山頭火の件ですが、8月21日、「山頭火ふるさと検討協議会」がありまして、私は委員外議員でしたけど、参加させていただきました。執行部の説明を受ける中で、少し残念でございました。私は「山頭火ふるさと館」を建てるべきではないというものではありませんし、反対するものでもございません。ただ、なぜ山頭火に特化するのか。先ほどほかの常設展みたいなものもやられるというふうに言われましたけど、どうせやるなら市内外の人たちに誇れる施設にさせていただきたいというふうに考えております。

現在、計画されている建設用地は、土地形状が10メートル幅の狭いところでございます。冷静に考えて展示物を置いて本当に山頭火の顕彰、また交流の施設となるのだろうか。先ほど答弁の中で、誰でも気軽に訪れることができるような施設としたいと。多くの交流施設にしたいと。本当に1回来た人が2回目、3回目来るような施設になるのだろうか。たくさんの方が一気に訪れて、観光バスで来たときに本当にその施設に入りきれないスペースなのか。そういうところもやっぱり考えるべきではないかと思っております。

細いところでは10メートルといっても建物を建てるわけでございます。当然、壁も必要でございます。展示品がないにしても展示ケースは必要ですし、片方というわけにもいきませんから、両サイドとなると展示品をゆっくり見ることができるのだろうか。私はもっと時間をかけて、今だからこそというふうに言われましたけど、本当にそれが防府市にとって、私は必要な施設としてやっぱり考えなければいけない時期なのかなというふうにも思いますし、歴史博物館として山頭火も含めた総合施設等を考えるべきではないかと本当に思うんですが、再度お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 認識の違いが若干あるかと思うんですが、私は前回は24メートルあると思っております。10メートルとおっしゃいましたが、その隣の一角、出てい

るところがございまして、そこを十分活用することによって、私は十分旧山陽道、史跡萩往還に接したところが24メートル確保できると。私も毎日、あの辺歩いておりますので、自分なりに歩測をいたしますが、それだけはあると。

それから、観光バス云々のお話もございました。それはあればこしたことはないんですが、私は例えば「うめてらす」の横に観光バスをとめて、そこで降りていただいて、そこから歩いていただくとか、駐車場というものについて、そう頭からこだわりを持つ必要はないのではないかと。周りには今、人気の食事どころも二、三カ所、あのあたりにはございますし、いろいろな方法を考えることによって、十分駐車スペースも私はあるというふうに思っております。

それから、山頭火について反対しているわけでは決してないよと、これは私もそういうお考えであるということによく承知しております。さらに叶うことならということでの歴史的なほかのものも入れた立派なものを、より立派なものをというふうにお考えに及んでいるということであると、私はそのように拝聴しておるわけでございますけれども、私は山頭火を今こそ、もう大分おくれてはおるんですけども、おくれ、おくれになってきたわけですが、ここでまた、おくれていくようなことになると、まさに機を逸することになってしまうと。先ほど壇上からも申しましたが、映画化の動きがございまして、これは確実に進んでいくであろうと思っておりますし、今、話題の「あなたへ」という映画もこれまた山頭火の句が私が見た限りでは6句出てくる。最後のエンディングのところでは大きく字幕に出て、種田山頭火と、文字も出ているというような感じでございまして、ぜひぜひごらんをいただいたらなと思っております。

る壇上から申しましたが、もう6年も7年も、この直近だけでも六、七年もかけてさまざまな御意見を拝聴してまいりましたし、取り入れるべきところは取り入れさせてもいただくよと、そのようにも思っておりますので、何とぞ今議会に出しておりますけれども、用地の取得と基本計画の策定というものについて深い御理解をいただきたいと。このように山頭火を顕彰することに何の異論もないよと思っておられる方であればこそ、そのように強く思うような次第でもございまして、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○13番（山田 耕治君） 駐車場の件がというんでなくて、バスで来たときに30人、40人という方がどどどと山頭火のふるさと館のところに入ってきたときに、本当に交流の施設になるのかなと、皆さんがゆっくりと本当に山頭火を、句をしっかりと自分の中で受けとめて、語る場所になるのかなと、不思議に思ったわけでございます。

時間がなくなりますので、防府市の歴史・伝統工芸等の普及を考える中で、やはり場所や施設も含めてしっかりと考えていただきたいと思います。また、全体像を描いたときに、本当に防府市のためになるのか、市民の皆さんに喜んでいただけるような施設なのか、しっかり企画段階で考えていただきたいということを要望して、この項は終わります。

次に、防府市の学校教育とそれに伴う予算についてお伺いいたします。

子どもたちの教育という点から、学校での教育目標を定め、その実現に向けてどのような事業を行うのか。また、その事業を推進するためにどのような予算費目が必要かを考えるという、仕組みを地域も含めて構築することが今後、必要になってくるのではないのでしょうか。

現在の教育委員会の予算編成は1校当たりの予算要求限度額を設定した上で、学校の教育ビジョン——教育課程でございますが——に基づき、学校が主体的に予算編成できるように配慮されていますが、学校においては消耗品や修繕料、備品購入費などの固定した費用がほとんどで、本来必要な子どもたちの教育活動が従前の予算費目では対応できない状況になってきているのではないかと危惧します。

現在、学校教育については、いじめの問題等、さまざまな問題も世間では取り上げられています。目まぐるしく変化する現代社会において、総合的な学習の時間、外国語活動など、さまざまな柔軟性のある学校運営も求められてきているのではないかと思います。

もちろん小・中一貫の活動や地域の皆様との連携で人を思いやる心も培って行かなければいけません。本来、学校予算は学校校舎等を維持管理する学校管理費と教育活動を推進する教育振興費に分類されると思いますが、学校管理を学校管理運営事業として整理するとともに、学力向上のための費用や心の教育推進にかかわる費用、学校振興費についてはどのように分けられているのか。教育活動を性質別あるいは領域別に分類して、事業として位置づけるべきと思いますが、学校との連携も含め教えていただきたいと思います。

また、学校単位で予算のP D C Aサイクルを導入するべきと考えますが、いかがでしょうか。既に行っているのではあればお許しください。少なくとも教育委員会は全体の施策の構築から展開、評価、次年度事業の検討という一連のP D C Aサイクルは手法として取り入れているとは思いますが、各学校単位での連携はあるのか、教えていただきたいと思います。

教育委員会として今後の学校教育での予算編成をどのようにお考えか、御所見をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 防府市の学校教育予算について、まず、学校管理費を学校

管理運営事業として整理するとともに、学力向上のための費用や心の教育推進にかかる費用、教育振興費についてはどのように分けられているのかという御質問にお答えいたします。

本市の予算につきましては、御案内のとおり地方自治法施行令による予算費目の編成基準における款、項、目で編成しており、本年、平成24年度予算からは、各分野別施策を予算に反映させるため、事業ごとに予算を編成し、個々の事業概要をよりわかりやすくお示しするようにしております。

議員御指摘の学校管理運営事業についてでございますが、本市では学校管理運営事業としての編成区分は行っておらず、それにかわるものとして小学校・中学校別の学校管理費という目の中に、それぞれ学校施設管理・運営のための予算として位置づけております。

また、教育振興費についてでございますが、教育振興費は学校管理費と区別して教材備品費、パソコン整備費といった学校教育のハード面の充実のための予算として、やはり小学校、中学校別に位置づけております。

本市の目標である生きる力の育成のために実施している教育活動、例えば学力向上のための費用や、心の教育推進にかかる費用など、いわゆる学校教育のソフト面にかかる費用は教育振興費という費目ではなく、教育総務費の教育指導費の費目の中で小学校・中学校あわせてその予算を計上しております。教育指導費に学校支援員派遣事業、知能検査・学力検査事業、よりよい学級づくりサポート事業など、31の事業予算を事業別に計上しているところです。

そのため、これらを性質別あるいは領域別に分類したらどうかという御意見ですが、防府市教育委員会といたしましては、予算書の費目の変更はできませんけれども、今後、市民の皆様にも、より御理解いただけますよう、ホームページで公開している防府の教育概要の予算資料の中で、知育・徳育・体育の領域ごとに整理分類して、まとめてお示しできるよう努めてまいります。

次に、予算のPDCAサイクルについてでございますが、教育委員会では毎年、前年度の事業に対し、点検・評価を行い、教育行政点検・評価報告書をホームページで公開するとともに、全議員の皆様へ送付して御報告しております。

学校単位でのPDCAサイクルの導入につきましては、学校評価の取り組みをあげることができます。これは学校として取り組むべき重点目標を設定し、実践の後、教職員や保護者、地域住民等により、達成状況や取り組みの適切さなどについて評価を行い、次年度への取り組みに生かしていくものでございます。

学校の予算についてどのようにしているかと申しますと、それぞれの学校の裁量のもと



に執行できる予算として、パソコンソフトなど必要な教材教具などを購入できる備品購入費、消耗品等の購入のための需用費、校庭の樹木剪定などに必要な委託料などがござい  
ますが、これらの予算は毎年学校規模に応じて配分しており、議員御指摘のP D C Aサイ  
クルを導入しているものとしては、補助金事業がござい

例えば、研究指定校への補助金は各小・中学校から研究校を募り、5校を指定して、そ  
の研究の取り組みに対し補助するものでござい  
ますが、その研究成果の検証が次年度の事  
業及び予算に反映される仕組みになっております。そのほか、小・中学校教育研究事業の  
補助金などについても、同様にP D C Aサイクルを取り入れております。

防府市教育委員会といたしましては、今後も予算に対するP D C Aサイクルが機能し、  
予算が教育活動に適切に生かされていくよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○13番（山田 耕治君） ありがとうございます。知育・徳育・体育ということでホーム  
ページでわかるようにしていただくという御答弁がございました。ありがとうございます。  
す。

8月に奈良市さんへちょっとお邪魔しまして、地域で決める学校予算についてお話を聞  
かさせていただきました。奈良市さんは、いずれ奈良から出ていく子どもたちがいるかも  
しれませんが、奈良市で学んだことを誇らしげに語る子どもに育ってほしいという  
ことで、夢と誇り——知・徳・体に夢と誇りというのをつけて取り組んでいらっしやいま  
した。そういう大きな柱があったら、そのくくりのところで、どういうふうな予算になっ  
ているかというのは、やっぱり市民の皆さん、特に親御さんにとってはすごく興味がある  
ことだと思いますので、しっかりその辺を考慮していただきたい。

P T A等で集める学費が学校の備品等に回されるケースも実はあるんですが、子どもた  
ちのことなんで、それはいいというふうに思われるのか、それとも学校備品については学  
校がしっかり整備していただきたいという保護者の方もいらっしやる中で、そういうよう  
な現状があるのかないのか。教育委員会として把握されているのかどうか、お聞かせくだ  
さい。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 学校の予算といたしましては、先ほど申し上げましたよう  
に、学校にそれぞれ学校規模等に応じて配分している予算、それから例えば学校施設の修  
繕費とかあるいは電気代、水道・下水道代、そういったものは教育委員会のほうでそれぞ  
れ必要なだけ支払っておりますし、修繕は学校から要望がありましたら、それぞれ緊急性

を要するものから対応しております。

一応そういったことで、必要なことはきちんと教育委員会でやるのが基本であろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○13番（山田 耕治君） わかりました。市民の皆様から、保護者の方から御要望があったら教育委員会に行って、その辺をしっかりと私の立場で伝えたいというふうに思います。

もう時間がないので要望という形になるでしょうけど、学校の設備や備品は当然古くなれば補修も必要ですし、交換しなければなりません。購入や設置した段階でおおよその交換周期や補修周期も長期計画の中で、やはりこれは学校として作成しなければいけないのではないかと。それをまとめたものが教育委員会に上がってきて、それを教育委員会としてしっかりとまとめるべきだろう。私はそういうふうに思います。

学校管理予算の中で年度と周期を例えばマトリックスにして見えるようにすれば、その辺も解決できるのかなというふうに思います。あすを担う大切な子どもたちの育成に対して、今後の教育委員会の取り組みに対して期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、13番、山田議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、12番、河杉議員。

〔12番 河杉 憲二君 登壇〕

○12番（河杉 憲二君） それでは質問させていただきます。七日会の河杉でございます。通告に従いまして質問いたします。

今回は今、大変な社会問題となっております子どもを持つ親、多くの保護者の方々が危惧し、不安に思っている現代のいじめについてでございます。執行部におかれましては誠意ある御回答、よろしくお願い申し上げます。

近年、いじめにより児童・生徒がみずからその命を断つという痛ましい事件が相次いで発生しております。主なものを申し上げますと、平成17年には下関市において中学3年生の女子生徒がいじめを苦に自殺、平成22年には群馬県桐生市において小学校6年生の児童が自殺、同年千葉県市川市で中学校2年生の生徒が、また、北海道札幌市では中学校2年生が相次いで自殺しております。そして、まだ記憶に新しいところでは昨年滋賀県大津市におきまして、中学校2年生の生徒が飛び下り自殺をするという事件が発生し、その

事件内容の悲惨さから、現在も大きな波紋を呼んでおります。

児童・生徒がみずから命を断つということは理由のあるなしにかかわらず、絶対にあつてはならないことであり、大変深刻な問題であると思っております。よくいじめは昔からあったが、それを乗り越えて人間は強くなるものだという方も多くいらっしゃいます。ドラえもんの中に出てくるジャイアンのようながき大将のイメージを持つ方もおられるかと思えます。しかし、現代のいじめはその内容も質も昔のいじめとは全く違い、多種多様化し、より陰湿化してきております。

では、いじめとは何か。文部科学省は平成18年にこれまでのいじめの定義を見直し、児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査において新たな定義づけがなされました。それは、いじめとは当該児童・生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じるものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わないとされています。

また、同調査によりますと、小学校——高学年ですけれども——と中学校において、仲間はずれ、無視、陰口などのいじめが3年間の間に全くなかったという児童・生徒は小学校で22.6%、中学校で27.6%しかおりません。逆に言えば、いじめが誰にでも起こり得ることを裏づけているかと思えます。

現代のいじめはさまざまな種類があると言われております。大きく分類しますと、無視、誹謗中傷、盗む、隠す、嫌がらせ、暴行、傷害、恐喝、性的暴行、ネットいじめなどです。こうした子どもによる現代のいじめは、れっきとした犯罪の部類に入るのではないかと思います。実社会においては、そうした行為をすれば、多くの場合、警察によって逮捕されることになるでしょう。人を殴れば暴行罪、けがを負わせれば傷害罪、物を盗み、上履きなどを隠せば窃盗罪、言葉で脅せば脅迫罪、人前で罵倒すれば名誉棄損罪や侮辱罪になります。

ところが、こうした犯罪行為が学校の門から一歩中に入りますと、途端に犯罪ではなくなり、多くの場合はいじめとして取り扱われます。そして、適切に対処されないことが多いのでございます。もちろん犯罪とまでは言えないいじめもあるでしょう。いじめられている側の受けとめ方によっても変わってきますし、犯罪といじめとの線引きをすることは大変難しいことであると思われまふ。しかし、現在起こっている多くの悲惨ないじめの事件は相手を一方的に攻撃し、心と体に耐えがたい苦痛を与えることは明らかです。当然、これは人権侵害であり、犯罪行為であると言えます。

そこで質問ですが、こうした現代のいじめの実態に対しまして、どのように捉えられておられるのか、お伺いいたします。

次に、このいじめ問題は都市部の学校だけでなく全国の学校に蔓延していると言われます。文部科学省が発表した平成21年度の小・中学校のいじめの認知件数によると、小学校で3万4,766件、中学校で3万2,111件とされています。この数字の多さに驚くばかりでございますが、そこで防府市の小・中学校の認知されているいじめの件数はどのくらいあるのか、過去5年間の認知件数を含め、お教えください。

次に、学校での取り組みですが、こうしたいじめを未然に防止するためにも日ごろからの指導、教育が不可欠であります。現在、学校において児童・生徒並びに教職員に対しましてどのように指導教育されておられるのか、お伺いいたします。

また、いじめについてはいち早く発見し、事が大きくならないうちに対処することが重要であります。そこでいじめを発見するのにどのように取り組まれておられるのか。また、いじめが発覚した場合、解決に向けてどのように取り組んでおられるのか。そして、いじめに対する相談窓口ですが、学校以外の公的相談機関はどのようなところがあるのか、あわせてお伺いいたします。

続きまして、パソコンや携帯電話によるネットいじめについてお伺いいたします。

携帯電話やパソコンの児童・生徒への普及率は近年急速に高まっております。特に携帯電話に至っては関係機関の調査によりますと所持率が小学生で30%から35%、中学生で65%から70%とされております。それに伴い携帯電話からのメールやインターネットの利用が急増しており、そして、特に現在、拡大して広がっているのが、ネットによるいじめでございます。学校裏サイトに掲示板を立ち上げ、匿名で相手の悪口やあらぬことを書き込んだり、また、メールにおいては誹謗中傷メールやなりすましメールを送り、人間関係をわざと壊させるようなことも行われているようでございます。

そこで、防府市におきましてはその実態はどのようになっているのか、お伺いいたします。

また、学校においては、このネットに対する情報モラル教育についてはどのように取り組んでおられるのか、あわせてお伺いいたします。

続きまして、現代のいじめは、先ほども言いましたけれども、多種多様化し、より陰湿になってきております。子どもが安心して生活し、学ぶ環境をつくるには学校だけでなく行政、保護者が連携をとり、一体となって対処していくべきだろうと思います。そのためには条例の制定も必要ではないかと思っております。

兵庫県の小野市は、いじめこそあらゆる人権侵害の根源であるにとらえ、学校だけでなく家庭、企業、地域社会などの虐待やDVなどの問題まで対応できる「小野市いじめ防止条例」を策定し、平成20年4月1日より施行しております。防府市も条例制定に向け取

り組んではどうか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 12番、河杉議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） ただいま河杉議員の学校のいじめ対策についてお答えいたします。

まず、現代のいじめの実態をどのように受けとめているかという御質問でございますが、いじめは近年、陰湿化、巧妙化しており、発見がおくれることや対処のまずさによって、大津市のように自殺に追い込まれる事案も起こっています。学校においていじめが背景事情として認められる児童・生徒の自殺事案が発生していることは防府市教育委員会といたしましては、この事案ですが、こういうことは憂慮すべきことであり、大変遺憾なことだと考えております。

本市ではいじめは深刻な人権問題であるとともに、人間として許されない行為であると考えておりますし、いじめは絶対に許さないという厳しい姿勢でいじめ問題に平素から取り組んでおり、市内の各小・中学校も同じ対応をしております。

いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得るものという認識のもと、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応するように、全ての学校に指導しているところでございます。

今後も子どもの命と人権を守り、今回の大津市のような痛ましい事案が発生することが決してないよう、教育委員会と学校、各関係機関がしっかり連携を図りながら、担うべき責務を全うし、子どもたちの命を守る決意でございます。

次に、市内小・中学校のいじめ認知件数についての御質問ですが、5年間ということで、平成19年度は小学校60件、中学校61件、合計121件、平成20年度は小学校40件、中学校42件、合計82件、平成21年度は小学校41件、中学校37件、合計78件、平成22年度は小学校18件、中学校31件、合計49件、平成23年度は小学校15件、中学校22件、合計37件であり、年度ごとのいじめの件数は減少しております。

次に、学校での取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず、いじめの未然防止についてですが、各学校では道徳や特別活動だけでなく、全ての教育活動を通して人権感覚を身につける指導を行っており、日ごろから仲間を大切にし、思いやりの心を育む指導やいじめを絶対に許さない学級づくりを進めております。

さらに、教職員自身が人権感覚を磨き、児童・生徒一人ひとりを大切にしたい学級経営を行うことは、いじめの未然防止の基盤となるものでありますので、本市では市教委主催の教職員の資質向上を目的とした研修を計画的に実施しております。

次に、いじめの早期発見についてですが、いじめ発見の多くはいじめられている児童・生徒やその保護者からの訴え、学級担任や他の教職員の発見によるものです。日ごろから児童・生徒の行動観察をしっかりと行って、その変化に気づいたり、児童・生徒の日記や家庭との連絡等を通して、いち早く、子どもや保護者からの声を受けとめたりし、いじめの早期発見に努めております。

また、子どもたちの心の声を聞くための手だてとして、学校生活に関するアンケート調査を2週間に1回以上行ったり、学期に必ず1回は教育相談を実施したりしておりますが、この2学期からは学校生活に関するアンケート調査を週1回の実施に変更し、より短いサイクルでの実態把握を行っていじめの早期発見に努めています。

また、昨年度から、市内全小・中学校において、学級集団の状況が診断できる「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」hyper-QUを実施して児童・生徒一人ひとりが安心して通える学校となるよう支援を強化しています。

次に、いじめが発覚したときの指導についてですが、いじめを発見した場合、全教職員により、全力でその解決のために取り組んでまいります。まず、いじめの実態を十分に把握し、被害者の気持ちを最優先に考え、校長の指示のもと、担任はもちろん全教職員が組織的に対応し、被害を受けた児童・生徒の不安を解消して、安心して学校へ登校できるように支援します。いじめが一旦解消した後も被害を受けた児童・生徒の立場に立った援助により、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、継続的な心のケアを行っております。

加害者に対してはいじめの背景を明らかにした上で、いじめは絶対に許さないという基本姿勢のもと、再発防止に向け、他人の痛みがわかる人間になれるよう根気強く指導してまいります。さらに、一旦いじめの解消が見られた後も、全教職員によって経過観察をするように、あわせて指導しています。

次に、いじめに対する相談窓口についての御質問ですが、山口県内ではいじめ110番や子どもふれあいテレホン、子どもの人権110番、ヤングテレホン・やまぐちなどの相談電話や子どもと親のサポートセンター、児童相談所などの相談窓口があります。

防府市では、学校教育課に生活安心相談員が在席しており、電話、来所による相談に対応しています。

また、生涯学習課では青少年育成センターで、子育て支援課では子ども相談室で、それぞれ電話、来所による相談に対応しております。これら山口県内の相談窓口を紹介したリーフレットや相談電話の電話番号を記入したカードを学校を通じて全ての家庭や児童・生徒に配布しております。

それでは、次にパソコンや携帯電話によるネットいじめについての御質問にお答えいたします。

平成22年4月に実施された全国学力・学習状況調査におきまして、本市の小学校6年生のうち約25%の児童が、中学校3年生ではほぼ半数の生徒が携帯電話を所有していると回答しております。

この携帯電話やインターネットによるネットいじめの実態についてですが、防府市内では平成22年度は1件、23年度は2件の報告がありました。児童・生徒が開設したホームページやブログへの誹謗・中傷の書き込みによるもので、書き込み発見後、すぐにそれを削除させ、児童・生徒への指導と学校、保護者への注意喚起を行っております。

また、学校では人間関係の修復を図るための指導を行い、いずれの事案も問題は解消しております。

議員御指摘のとおり、社会の情報化が進展する中で、情報化の影の部分への対応として、学校における情報モラル教育の一層の充実が求められておりますので、各学校では道徳の時間や特別活動、総合的な学習の時間を使って、情報化社会における正しい判断や望ましい態度を育てる指導を行っております。

また、防府市教育委員会が主催して、小・中学校教員を対象に、「防府市小・中学校情報教育担当者研修会」を毎年開催し、刻々と変化する情報環境に対応した情報モラル教育についての研修を行っております。

平成23年8月には、「2011教育のつどい」を開催し、「ネット社会を生きる現在の子どもたちの実態と関わり方について」の講演を市内全ての教職員及び保護者の皆様を対象に行い、1,400名の参加をいただいております。教職員だけでなく、保護者の皆様にも、ネット社会の現状についての理解を深めていただいたものと思っております。

今後も学校、家庭、関係機関と連携を図りながら、情報モラル教育の推進・充実を図ってまいりたいと思っております。

最後に、いじめに関する防止条例を考えてはどうかとの御質問ですが、全国の自治体の中でいじめ防止条例制定の動きがあることは認識しております。全ての児童・生徒が安心して通える、いじめのない学校を目指す思いは、他の自治体と同じでありますので、本市も他市の情報をしっかり収集しながら防止条例の研究をしていきたいと考えております。

防府市教育委員会といたしましては、いじめは決して許されないという強い決意とともに、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得るものという危機意識のもと、子どもたち一人ひとりを大切にされた学校教育をさらに進め、子どもが登校したくなる学校、保護者が通わせたい学校を目指してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○12番（河杉 憲二君） それでは、再質問をさせていただきます。御答弁ありがとうございました。強い決意がうかがわれる御回答をいただきましたけれども、実態についてはやはり命と人権を守る、そういった強い決意でもって対応していくと、こういうことが非常に大事だろうと思いますし、本当に今の時代、憂慮される時代になってきたなあと、このように実は思っております。

そこで、質問ですけれども、先ほどいわゆる認知の件数で過去5年間と実は申し上げましたのは、どういった推移で出されているのかなとこういうことでございます。平成19年は足したら121名ということ、小・中学校です。それから、5年後の平成23年は37件と、かなり減ってきておりますけれども、この減ってきた要因は何かあるのかなとこのことでございます。それをお伺いいたします。

それから、あわせてこの学校が認知して教育委員会にこの数字を報告されるわけでございますけれども、いじめとまではいかないと判断されたものは、恐らく報告されていないと思います。いじめと、それから、そうでないものとの線引きが実は非常に難しいと思います。実際には潜在的にはもっとあるのではないかと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。あわせてお答えをお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） いじめの認知件数が減少した理由はということですが、この大きな要因としては各学校のいじめ撲滅、そうしたことへの取り組みの成果として、それがあらわれてきているものと考えております。

具体的にはいじめの早期発見のための日常的な児童・生徒への行動観察に加えまして、先ほど申しましたが、児童・生徒の日記や家庭との連絡等、そうしたことを事細かにを行い、子どもや保護者からの声を受けとめるよう努力している、そうした成果のあらわれ。さらには短い期間でのアンケート、定期的な教育相談、そうしたものが成果となってあらわれてきていると考えております。

もう一つの御質問ですが、いじめとそうでない線引きはということですが、防府市の場合、先ほど議員が最初に申されたいじめの定義でございます。本人が苦痛と感じたものについては全て上げさせておりますので、いじめでないというものについてというふうな、いわゆる隠れたものはないと思っております。定義に従って数は上げさせておりますので、恐らく皆上がってきているものと考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。



○12番（河杉 憲二君） わかりました。このいじめか、そうじゃないかというのは、要は受けた側がどのように思うかだと思います。ですから、子どもはなかなかそういったものを発信するのが難しい子もおるかだと思いますので、よくその辺のところはまず先生方、もしくは保護者の方々が察知して、いち早く対応するというのが重要だろうと、このように思っております。

それから、減った要因ということで、私もいろいろと本とか読んだんですけども、その年々によってどうも違うようでございまして、ですから平成18年に文科省がいわゆるいじめの定義を変えた段階で、その年からすれば5倍ぐらい、4倍から5倍ぐらいのいじめの認知件数が上がっておりますので、その辺でもう少し幅を広げようということの認知件数なのかなということだろうと思っております。今の答弁ではいわゆるそういった対処しているよと、減っていることは事実でございますので、その辺のところはいいかなと、こういう気はしております。

それから、各学年別の統計で文科省が出した中で、一番多いのが中学生、1年生のいじめが断トツで多いという数字が出ておまして、中学校1年生だけで1万7,063件、小学校6年生が4,260件。実に4倍、増えております。男女の比からいいますと、大体男子は55%、女子は45%ということで、約半々なんですけれども、中学校1年生が実はかなり増えておる。防府市の場合はどうのような状況になっていきますか。

それと同時に、その要因は何かあるのか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 全国的に中一のいじめの認知件数が多いということ、報道されておりますが、防府市の場合、平成22年度、いわゆる1年生は19件、2年生が9件、3年生が6件。昨年度、23年度ですが、1年生が11件、2年生が8件、3年生が3件。やはり防府市も全国と同様に1年生のいじめの認知件数が一番多くなっております。

この要因として考えられるのは、全国的にも中一ギャップと言われるもの、これは登校拒否等も含めてでございますが、そうしたことでも言われている要因と同じと思いますが、小学校から中学校に進学する際、これまでの人間関係が大きく変化することが一番の要因だというふうに考えております。市内でも複数、2校、3校からの小学校から大規模の中学校1校へと、そうしたところで新しい人間関係、そうしたことがなかなかできにくい。そうしたところでトラブルという、そうしたことがいじめの原因になっている。そうしたことではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○12番（河杉 憲二君） 中学校1年に入りますと、いわゆる小学校から、複数の学校から一つの学校に集まってくる。それから、思春期の入り口に入りますので、どうしても子どもの発育度によりまして変わってくるんだらうと、このように思っております。文献を読んでもそれなりの裏づける証拠は余りないんですけども、しかしながら全国的に中一が多いという数字が出ておるといことが書いてありました。私もそのように思いますので、やっぱり気をつけていかなければいけないのかなあと、このように実は思っております。

そこでいじめの発見ですけども、特に難しいのは、先ほどもちらっと言いましたけれども、いじめを訴えることのできない子、それからおとなしくて気の弱いと申しますか、それと同時にちくりと申しますか、そうすることによって報復を恐れて、それと言えない子の場合も実はあろうかと思えます。そういった中で、いわゆるいじめ発見の一つのツールとしてアンケートということを実施されておると。

先ほどの答弁の中で、今までは2週間に1回であったけれども、この2学期からは1週間に1回、これは文科省の指導だと思えますけれども、こういった形でアンケートを行っておるといこととでございます。しかしながら、例えば1週間に1回、毎回同じアンケート内容のものを送っておられるのか。その辺の実態はどうなのか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

それとそのアンケートによってこれまで発見したケースがあるのかどうなのか。それとあわせて、いわゆる、じゃ、そのアンケートの調査の中で具体的にどういったいじめがあったのか、わかったのか。その辺のところを教えてくださいたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 早期発見ということで、サイクルの短い、そうしたアンケートの実施、1週間に1回というふうなことをやるようにしておりますが、聞く項目については毎回大体同じでございます。ただし、自分のことだけでなく、何か友達のことと気づいたこととか、そうしたことを求めておりますので、そうしたところで変化ということについては自分のことだけでなく、周り、クラスの中、さらには友達のこと、そうしたことが書いておればわかるようになっております。

また、アンケートだけでなく、日々担任、あるいは教員は子どもたちと接しておりますので、そうした日常の健康観察あるいは生活の中で挨拶を交わしたり、あるいは授業の中で変化を見逃さないように、そして組織的にそうした発見に努めるようにはしております。

また、アンケートによって発見したケースがあるのかということですが、生活アンケートによるいじめの発見件数ですが、21年度、22年度、23年度、それぞれ1件ほど、

やっぱりその中で確認というか、発見できたものがあります。具体的にどういうことかというのは、今、私ども資料を持ち合わせておりません。また、別の機会に報告させていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○12番（河杉 憲二君） ありがとうございます。アンケートを毎週行うことによって、それも一つの発見方法でございますけれども、毎週やれということで、各学校でそれなりの学校単位で行われておりますけれども、やはり子どもも、実は、なれてくるところもあると思うんです、子どもも。ですから、一応やっているよという形じゃなくて、できるだけそういった実のあるような形。それから子どもというのは、必ずサインを発すると思うんです。ですから、それをできるだけ見逃さないような体制も必要なのかなと、このように実は思っておりますし。

それから、21年、22年、23年度で各1件、アンケートによって、これも一つの大きな成果だと思います。しかしながら、先ほど御答弁いただきました各年代のいじめの認知件数からすれば、もう少し充実したような形でやっぱり取り組む必要があるだろうと、このように実は思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、同時に一つの案件として、きょうの新聞にもあったんですけれども、熊本の八代市でやはり中学3年生がいじめで自殺をしております。メモ書きで、辛かったと言、こう書いてあったと、非常に悲しい出来事でございますけれども、そのときにやはりアンケートでこの学校もやっておりました。無記名アンケートを実施しておりますけれども、いろいろ調べたけれどもやはりいじめをうかがわせる記述はなかったと。中学生ともなりますと、やはり体力もつきますし、なんといいますか、先生にお前がちくったんだろうというような報復もあるのかなというような気がしております。こういった事案もありますので、できるだけ、アンケートすることは抑止力の一つと——いいと思ひますけれども、やはりできるだけいい方向で使っていただきたいなあ、対応していただきたいと、このように思っております。

それから、もう一つとして、学校のスクールカウンセラー、現在、中学校に配置されております。これは県事業でございますけれども。具体的な仕事内容と、それから相談件数と申しますか、その辺のところを具体的にお伺ひいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） スクールカウンセラーについての御質問でございますが、これは県の派遣事業として全中学校と、まだ、全小・中学校にまでは至っておりませんが、小学校にも派遣されておりますが、しかしながら、相談活動あるいは子どもの相談活動だ

けでなく、親、さらには学校のいじめについての取り組み、対応方法あるいはいじめを受けた者についての配慮とか、あるいはそうした子どもへの指導、そうしたもろもろのことについて相談できるような、そうした体制を各学校でとっております。

しかしながら、勤務時間あるいは終日勤務ではございません。そうしたところで、全ての課題に対応しているとは思っておりませんが、各学校ではいわゆるスクールカウンセラーのそうした勤務の中でいろんなことが対応できるように、校長をはじめとして、組織的に指導を受けたり、あるいはその指導を受けながら対応できるように——いじめ等に対しても対応できるようにはしております。

全ての小学校には、まだ勤務というものがありませんが、ただ、中学校についておりますので、校区の小学校でもし何かあれば、その中学校のスクールカウンセラーのところへ相談できるような体制にはしております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○12番（河杉 憲二君） ありがとうございます。このスクールカウンセラーなんですけれども、いわゆる小・中学校、学校の指導要領等も、教育課程もかなり改訂が多くて、教育現場というのは先生方かなり忙しい状況にもあろうかと思えます。それにこういったいじめ問題等々がそのエネルギーを使ってしまうという、これはある先生のお話でしたけれども、そのためにはやっぱりそういった外部、いわゆるカウンセラー等々が来ていただくと大変ありがたいと、こういうことを申された先生も実はいらっしゃる。

同時に、この学校カウンセラーというのは非常勤でございます。同時にできたら、小学校にもある程度、これは人件費等々の予算がかかりますけれども、専属というふうな形で小学校にも配置していただければなあと、これは県事業でございますので、なかなか教育委員会としても言いづらいところもあろうと思えますけれども、やはりこういったいじめ問題等々は早いうちから対応していくという、低年齢、年齢の低いほど対応、早ければ早いほど対応ができる。でないと、小学校に、子どもたちがこういったいじめに遭うと、ずっと実は深い傷として残るんです。それがそのまま中学校に上がって、そういう気持ちでおって、また、いじめに遭うと、もうこの一番楽しい——こういった時代が非常に辛い時代になってしまうということがありますので、できましたらやはり小学校にもそういった外部カウンセラー等々、考えていただければなあと、このように思っております。

いずれにしても、このいじめの発見はやはり教職員の方が50%という、実は数字も出ておまして、やはりできるだけいじめられている子どもが先ほども言いましたけれども、何らかのサインを出しておりますので、保護者もそれから先生方もいち早くキャッチして

いただきたいなあとこのように思います。

それから、いじめの対応でございますけれども、先ほど認知件数を伺いました。実際、こういった解決されたと、解決したと思われるのはどのくらいあるのか。それから、解決に向けて具体的にこういった指導をしているよというものがありませんでしたら。先ほど答弁では少し言われましたけれども、改めて具体的な答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） いじめの解消率についての御質問だと思います。いじめの解消率、先ほどいじめの発生件数を5年間申しましたが、その5年間で申しますと平成19年度が92.6%、20年度が91.5%、21年度が89.7%、22年度が98.0%、23年度が94.6%でございました。ほとんどの場合、解消しておりますが、まだ、解消していないという部分が残っております。この解消していないという、残りの部分は何かと申しますと、そのほとんどが年度をまたいで、新しい年度になり、学級替え、いわゆるクラス替えなんかによって、自然にそういう友達関係の改善を図ることで解消したという、それはこのいわゆる解消率に入っていないということで、そのほかにもわずかですが、転校等によってそういういじめがなくなっている、現象としてですね。そうしたものがあります。

そうした事例、取り組みとしては先ほどいろいろ申しました。いじめ解消に向けての取り組み、あるいはいじめを起ささない、そうした学級づくり、土壌づくり。具体的に申しますと道徳とか、特活とか、そうしたところで友達づくりあるいは思いやりとか、そうしたことをするんですけれども、それだけじゃなくて学校全体で教育活動全体の中で、やっぱりいじめというのは相手を傷つける、相手の人権を認めないという、そうした行為でもありますので、それはとりもなおさず何か自分が認められていない、有用感がないということで、自己有用感とか、そうしたものが育つような学級づくりなり、あるいは学校生活、端的に申しますとボランティアとか、あるいは単純な声かけなんですけれども、元気かねって1日1回声をかけてもらうだけで、子どもたちはやっぱり気持ちが変わると思います。

そうした取り組みを日ごろの学校生活の中で繰り返しながら、やっぱりそうしたことで自己有用感、そうしたら友達もやっぱり存在も認められる。そうしたところでいじめがなくなっていく。そうした地道な活動が学校教育の中ではやっぱり大きな部分を占めると思います。そうしたところをやっぱり大事にして、これからも子どもたちが行きたくなる学校と、そうしたものにしていきたい、そういうふうな今、思いでおります。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○12番（河杉 憲二君） わかりました。ありがとうございます。

それから本年度4月から市内の小・中学校におきまして、学校運営協議会が実は設置されております。いじめの対応と申しますか、解決の一つのツールになるのかなど、このようにちょっと実は思ったんですけれども。主にこの協議会は学校と保護者と、それから地域の方々と構成されておきまして、学校の運営全般について協議する機関でございますので、どうも毎月、会議が行われておるようでございます。この協議会の役割もあるのではないかと思いますけれども、その辺のところはどのようにお考えですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） ただいまコミュニティ・スクールでそうした制度の中で、学校運営協議会、各学校で月々、会議が行われているんじゃないか、それをいじめ対策、そうしたものへの一つのツールとして使えるんじゃないかという御質問だったと思います。

本年度から市内全ての学校でコミュニティ・スクール——学校をコミュニティ・スクールに指定いたしましたして、そこには学校運営協議会が設置されておきまして、その役割というのは、その一つは学校支援ではないかと思っております。学校におけるいろんな問題について学校だけではなく、学校だけで対応するのは難しい、そうした時代になっておりますので、地域の方々の力を得ながら、そうした教育力を取り込んで、いろんな問題に対する対応、解決をしておりますが、いわゆるいじめ・不登校などもそうした問題についてもこの解決につながるのではないかと考えております。それがコミュニティ・スクール導入に踏み切った一つでもあります。

けさの朝日新聞にも書いてありましたが、いわゆるもう、今、いじめ問題についても、地域や社会が学校任せにせず、子どもを見守り、いじめへの関心を持ち続けることが大切ですというふうなことが書いてあります。この学校運営協議会も、地域の皆様も学校へ入ってきていただきまして、子どもの見守りの目が増えること、そしてそれがいじめの未然防止に大きな効果がある、そういうふうにご考えております。子どもを見守る目が増えることで、先生が目が行き届かない、そうした部分を減らすことができますし、何よりも地域の皆さんの見守りが学校内にあることで、学校と地域がいじめを絶対許さない、そうした空気をつくり出すことができまして、これがいじめ防止、未然防止につながる、そういうふうにご考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○12番（河杉 憲二君） ありがとうございます。この学校運営協議会というのはある程度学校教育法でしたか——によって設置された部分でございますので、ある意味個人の

プライバシーの問題も実は発生すると思うんですよね、具体的な話になればですね。そうすると、なかなかその地域の方々、委員として入っておられますけれども、ついやはりそういうプライバシーの問題が絡むと、少しどうなのかなというところもちょっと考え方の中ではあるんですけれども。

しかしながら、やっぱり共有しながら地域で子どもを守っていくということは、これ、ぜひ必要なことだと私は思っておりますので、この活用といいますか、この機関をまたどういった役割を果たせるのかなというのは検証していきたいなど、こんなふうに実は思っております。

それから、ネットいじめについてちょっとお伺いしたいんですけれども、このネットいじめというのは近年、本当に増えておりまして、ある意味、このネットいじめが陰湿で一番厄介なものだと実は言われております。ネット上において、発信者の顔が見えない分、悪口などが、またあることないこと好きなだけ書き込めるので、平気で相手をこうやって傷つける状況が多く出ております。

文科省の調査によりますと、学校裏サイト、全国で3万8,000件以上あるとされております。その中でその約2割が特定の個人を中傷したサイトであると、何とも恐ろしい時代に入ったなど、このように実は思っておりますが。

先ほど携帯電話の保有台数で御答弁いただきました。約半数ぐらいあるということでございますね。しかしながら、おとしですか、平成22年に青少年育成の市民会議がアンケート調査をしております、そのときは5年生と中学校2年生について、そのときはまだ中学生が33%で小学生が16%ということで、この2年間でかなりいわゆる携帯の保有率が増えてきたなど、このように思っております。

そこでこういったトラブル等々の発生は実際問題としてどのようにあるのか、それからどのように対処されておられるのか、よろしくをお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） ネットいじめ、あるいはネットによるそうした犯罪等々、小学生はまだ余りいないかと思いますが、中学校段階におきましては、やはり誹謗中傷、そうした書き込みもあります。そうしたところでは、対応ですが、まずそうしたことが削除するということが第一だと思いますので、関係機関と連携いたしまして削除、さらには書き込み等わかりましたら、そうしたいわゆる書き込んだ者への指導も含めて指導しております。

さらには先ほども答弁で申しましたように、学校内で現実の生活の中での友達関係、人間関係の調整を図ってきております。また、そうしたことが起こらないように、情報モラ

ル教育、これにつきましては、それぞれの学校で、特に中学校では毎年のように、やはりそうした専門家、関係者を呼んで全校的な体制で指導してきているところです。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○12番（河杉 憲二君） ありがとうございます。もう少しちょっと具体的な、例えばフィルタリング等々、例えば各業者さんとかそういったところに小まめにお願いし、チェックしていくということと、それから、今、答弁ございましたけれども、早目に見つけて、とにかくサイトをチェックして消していくということですね。なかなか子どもたちというのは、やりながら出さんのですね、やっぱり携帯電話、自分のものだというのがありますので。ですから、その辺のところ、パソコンはすぐできますけれど、しかしながら携帯については、できるだけそういった形でフィルタリングしていくというのが必要だろうと、このように思います。

で、今、本当に弱っているのがいわゆる携帯漬けの子どもが増えているということなんですね。そういうのは携帯電話依存症といいますか、それがやっぱり低年齢化してきているという現実もございますので、学校としては、当然、学校には持ち込ませないということが基本でありますけれども、しかしながら、それ以外については、どうしてもやはりある程度指導していく必要があるだろうと、このように実は思います。

それから、もう時間もなくなりましたので急ぎますが、いじめ防止条例等について、今後の検討課題ということで、必要性はどうも感じておるよということで、そういった内容の御答弁だったと思いますが。実は条例を設けることによって、いじめは絶対許さないという宣言をすることができまして、それを繰り返し繰り返し、行政として言い続けることによって、いわゆる抑止といいますか、いじめ防止につながるというような対応もできますし、それからいじめの予防、それから発見、それから解決、そういうことを義務化すること、明記することによって、逆に対応がしやすくなるという場合もございます。一番いいのがいじめ防止プログラムというのが実はあるんですけども、こういった策定をしていただいて、それに準じた形でいじめに対して対応していくと、こういうことをしていただければなど、このように思います。

例えば、アメリカでは、これはちょっとインターネットで調べたんですけども、94%、47の州で州法としていじめ防止法というのを制定しております。アメリカは御存じのように銃社会でございますので、実はかなりの強制力を持っておるようでございます。これも実は何年か前の学校における子どもの銃乱射事件等々がきっかけであったと書いてございました。まさしくそのとおりだと思います。



国内においても、いわゆる岐阜県の可児市、この9月議会にいじめ防止条例というものが上程されております。これは当然いじめに特化した条例としては全国的には珍しいと、こういうことでございます。

それから先ほど言いました滋賀県の大津市は、いわゆる条例に向けて、この12月議会で制定に向けて現在準備をされておるようでございます。

連日、いじめによるそういった自殺報道がなされておりまして、各自治体、先ほど御答弁いただきましたけれども、そういった早急の対応を望む声は多くなってきておりまして、そういったその中で条例化をしようとする自治体も県レベル、都道府県レベルでも起きております。それから自治体等も早急に取り組みを始めておるようでございます。

しかしながら、人権の問題やプライバシー、それから表現方法など、どうも課題が多いようございまして、やはり警察当局ともいろいろ協議をしながら、こういった条例はつくらざるを得ないということで少し時間がかかるのかなと、このように思います。

今回、いじめ防止条例、いじめ対策ということで取り上げましたけれども、先ほど教育長も言われましたけれども、私もいじめはどの学校にも、それからどのクラスにもどの子にもいつでも起こり得ることとっております。そして、やはり今求められているのは、行政や学校、それから保護者が常にそのことを認識して、いじめの早期発見、早期解決に努めることであろうと、このように思います。

いじめを受けている児童・生徒に対しましては徹底して守っていく、徹底して守っていく。同時にいじめは絶対に許さないという強い姿勢を示していくことが重要であります。このいじめ問題に対処するには、学校のみならず、各関係機関が連携をとりながら組織的、そして総合的に取り組んでいかなければならない事案だろうと、このように思っております。

最後に教育長、もう一度、いじめの撲滅に対しまして、決意をよろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 私ども防府市教育委員会といたしましては、大津市に端を発しましたいわゆるいじめによる自殺事案、そうしたことを、この事態を重く受けとめまして、いじめの未然防止、さらにはいじめの撲滅に向けまして、全力を挙げて取り組む決意でございます。

先ほども議員申されました。いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得る、そうした危機意識を持ちまして、いじめは絶対許さない、そうした強い、毅然とした姿勢で学校、関係機関、そして教育委員会が連携して子どもたちの命や人権を守っていききたいと、そう

いうふうに思っております。

市内全ての子どもたちが安心して学校へ通える、そうした学校づくりを、つくってまいりたい、推進してまいりたいと、そういうふうに思っております。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○12番（河杉 憲二君） ありがとうございます。本当にそういった決意を持って、私ども保護者も、それから市民も行政も一体となって取り組んでいきたいなど、いかなければならないと、このように思っております。

市議会におきましても、実は平成7年に「ストップ・ザ・いじめ、防府市議会からのメッセージ」と、こういった決議がなされております。今から17年前ですか。これは防府の子どもたちにメッセージを送りまして、学校、それから家庭、地域が力を合わせて、いじめのない明るい社会をつくろうと、積極的に行動しましょうという、こういった決議でございまして、また防府市の第四次総合計画の中におきましても、学校教育の中で、「主体的に生き抜く力と豊かな人間性を備えた人材の育成に努めます」と、基本方針としてうたわれております。すばらしい目標だと私は思ひます。

ですから、この目標をぜひ達成するように、このいじめ問題に対しましても、強い意志を持って全力で取り組んでいただくことを要望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、12番河杉議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） ここで昼食のため、13時まで休憩いたします。

午後0時 3分 休憩

---

午後1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。次は26番、山下議員。

〔26番 山下 和明君 登壇〕

○26番（山下 和明君） 公明党の山下でございます。通告の順に従いまして、質問をさせていただきます。今回の質問は、市民からの要望を届けたい、実現できればとの思いで質問をいたします。

さきに大きな項目、申しますと、1点目は子育て支援について、内容は、留守家庭児童

学級の拡充と開設時間の変更についてであります。

2項目めは道路行政についてであります。内容は、三田尻沖ノ原線の旧カネボウ正門からイオンタウン防府に至る間の歩道整備についてであります。2点目は、道路側溝の浚渫について、コンクリートふた上げ器の貸し出しについてであります。

それでは、留守家庭児童学級の拡充と開設時間の変更について、質問させていただきます。

結婚後も引き続き仕事や子育てと両面で活躍する女性が増えており、今後もそうした傾向が続くと思われます。しかし、親の不安は何といても、近年、児童を巻き込む事故、そして事件が後を絶たないことでもあります。そうした状況下で両親が仕事等により、昼間家庭で保護者がいない低学年の子どもたちを安心して預けることのできる留守家庭児童学級は、関係者にとって大変喜ばしいことであることは言うまでもございません。

また、今までに現場の声を、何人かの議員が質問に立って、子育て支援として留守家庭児童学級の増設、時間延長やエアコン設置について改善を求めてきましたが、それらに対する前向きな拡充と対応に感謝いたしております。また、今年度には華浦小学校に増設され、あわせて20学級となります。

そこで質問いたします。1点目は、留守家庭児童学級に在籍できるのは、1年生を優先とし、おおむね3年生までの低学年児童が対象ですが、前段申しました状況下が続きます。そこで4年生までを対象にすることができないのかお伺いいたします。

2点目は、土曜日や夏休み等の学校休業日の開設時間は、現在、午前8時30分から午後5時45分としておりますが、同学級の保護者から、他市では8時から開設しているが、8時に開設できないかとの相談を受けたところであります。

そこで留守家庭児童学級の開設時間を、朝の8時から夕方は6時に変更できないものかお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 26番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

留守家庭児童学級は、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに養育の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しているものでございます。防府市では、野島を除く全ての小学校に設置しておりまして、現在、小学校1年生から3年生の子どもたち約660名の児童が在籍しております。保育時間は、平日の場合は、授業終了後から午後5時45分まで、土曜日及び夏休みなどの長期休業日の場合は、午前8時30分から午後5時45分までとしております。

まず留守家庭児童学級の拡充として、4年生までを対象にしてはどうかとの御意見、お尋ねでございましたが、本市では、これまで児童福祉法の放課後児童健全育成事業に基づきまして、1年生から3年生の低学年児童を対象としまして、保護者のニーズにこたえるよう、施設の増設などを行いながら、事業を実施してまいりました。しかしながら、議員御指摘のとおり、4年生にも健全育成上、見守りの必要な児童がいるものと考えられます。

実はさきに消費税の改正法とともに成立しました子ども・子育て関連法案による児童福祉法の改正によりまして、平成27年10月1日から平成28年4月1日の間の政令で定める日に、放課後児童健全育成事業の対象者が小学生全員に拡大されることになりました。

つきましては、改正児童福祉法の施行時期までに児童数や入級希望者数の推移、施設の状態を見ながら、4年生以上の児童についても受け入れを検討してまいりたいと存じております。

次に、保育時間を午前8時から午後6時に変更してはどうかというお尋ねでございましたが、御指摘のとおり、核家族化の進行や就労形態の多様化から、保育時間が保護者のニーズに合わないという声がございましたので、平成22年度には、保育終了時間を午後5時から午後5時45分に延長したところでございます。

しかしながら、最近、保護者から、土曜日や長期休業日も含めまして、保育時間の延長を求める声が多く聞かれるようになってきておりまして、保護者のニーズにこたえ、施設利用者の利便性を高め、児童の健全な育成を図ることは極めて大切なことであると考え、保育時間の延長を含む制度改正について、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○26番（山下 和明君） 4年生までを対象にすることについてであります。留守家庭児童学級の在籍できる対象学年をネットで調べてみましたら、全国でも1年生から4年生、そして6年生までとしているところも実際、数多くあるようであります。県内の留守家庭児童学級に在籍できる対象学年の状況について、わかっておられればお伺いしたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） ただいま御質問のありました県内の状況でございますが、基本的には1年生から3年生までというふうになっておりますけれども、実は下松市と周南市と萩市におきましては、今、下松市が1年生から4年生まで、周南市も同じく1年生から4年生までを受け入れていらっしゃるようでございまして、萩市だけが1年生から6年生までを受け入れていらっしゃるようでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○26番（山下 和明君） 先ほど答弁で、前向きに4年生までの受け入れについては検討していくという御答弁でありましたが、これは児童福祉法の改正に基づくものということで、近々にそのような対応をしていくということで、小学校6年生までが要するに対象となるということではありますが、今、県内の、部長のほうからも、13市の中でも実際にもう4年生、6年生を対象にして実施している、別に児童福祉法が云々かんぬんなしで実施している、全国でもかなり実施している自治体が多いんですね。そういうことで、ぜひお願いをしたいのであります。

それでももう少しお伺いしたいのが、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、三党合意並びに参議院、衆議院を通過して、消費税増税分が8%、10%となっていく、その中に少子化対策予算も含まれるということで、今後、その成り行きといいたいまいしょうか、注視していかなければいけないわけではありますが。先ほどの答弁のように受け入れ対象学年を上げていくということになれば、例えば6年生までを引き受けるということになれば、今後の留守家庭児童学級の増設も視野に入れていかなければいけない。今の実態を見ても、50人学級でぎりぎり、もう一クラス必要じゃないかというような留守家庭児童学級も市内にはあるわけではありますが、これらについてのこれからのスケジュールと申しまいしょうか、取り組み、当然、先ほどの、立派な答弁、いただいておりますので、いつごろまでに、平成27年までには整えていかれる考えなのか、それとも、それからというのはちょっとおかしな話、へこさかになろうかと思えます。その辺のスケジュールができての答弁だったと私は思っているんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） まずスケジュールでございますけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、27年の10月から28年の4月までの間に整備をして取り組むということになりますので、最終的には28年の4月から取り組めるような体制を整えたいと考えておりますが、御指摘のように施設の問題もございます。4年生、5年生、6年生をこれから受け入れるとなれば、今の50人にぎりぎりのところもございますので、そういった施設の増設ということも当然考えていかななくてははいけないと思っておりますので、まず入級の希望を調査すると同時に、これから先の、今の、生まれてから6歳、入学前の子どもの動態もはかりながら、全体の施設に余裕があるところと、2学級を今増設しているところと、それから今後、増設しなくてははいけないところも出てくると思っておりますので、そういった施設、それから当然、指導員も必要になってまいりますので、そういう指導員の体制、時間をもう一度今の8時から6時ということで、どういうふうな体制が組めるかと

いうこともあわせて検討してまいる必要がございますので、まず入級の調査をしながら、そういった制度の改正に向けて準備を進めてまいりたいと思いますが、施設の増設については恐らく28年度以降の着工になるのではなかろうかと考えます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○26番（山下 和明君） 今、答弁いただきながら、平成27年10月から翌年度の4月までには整備していくとか、いわば指導員のことも含めて受け入れ態勢を図っていかねばいけないと。しかし、法改正されましたと。と同時に、平成28年度以降、要するに増設というか、6年生までの受け入れ態勢をするために増設着工していくというのも、先ほど申しましたように少しバランスがおかしいなと思っておるんです。

ですから、そういう見通しが立てば、もう来年度からその準備は進めていくことが、私は行政としてやるべきことではないかと思えますし、県内でも先ほど言いましたように4年生まで、また萩市なんか6年生まで受け入れている、そういう実態もありますので、どうぞその辺の理にかなった計画を立てていただきたいと思えます。

次に、開設時間の変更についてでありますけれども、質問しますけれども、県内他市の開設時間の実施状況はどうなのか、お伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 県内他市の開設状況でございますけれども、ほとんどの県内他市におかれましては、既に開設時間が8時から6時ということで進めていらっしゃいますので、防府も私どもとしましては、今年度そういう条件整備をお願いをしまして新年度から対応できるように進めてまいりたいというふうに考えております。（「よく聞こえません」と呼ぶ者あり）すみません。県内の他市におかれましても、既に8時・6時という状況でございますので、私どもとしましては今、条例等の改正の準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○26番（山下 和明君） 今13市の中で8時から18時まで開設している留守家庭児童学級は7市であります。8時半から18時が4市、8時半から17時45分、防府市と岩国市のみというところで、ほとんどの市は開設時間が防府市より長いということになります。これも子育て支援課のほうからいただいた資料ですので、参考に詳しく。（笑声）

これは今答弁で、利用者というか保護者からそういった声が多く出ているということが、そういった声が市当局にも届いておるということで、先ほど制度改正をしていきたいと、要するに時間を延長していきたいということで、前向きに考えたいという取り組みの方針は伝わってきたわけでありましたが、何点か、その点について伺いたいんですが、留守家庭

児童学級への登校について——朝ですね、登校について規則があるのか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 留守家庭児童学級の朝の開設時間、今8時半でございますけれども、この登校についての規則ということは、保護者の方がお連れいただくということがあるだけで、時間的に何時にということはないと思います。恐らく開設時間より早目にお越しになっていらっしゃる保護者の方、生徒さんもいらっしゃるということで、御質問だと思いますけれども、私ども留守家庭児童学級の指導員が早目に来て対応している場合もございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○26番（山下 和明君） 原則は保護者が連れていくということなわけですよ。要するに8時半までにも、その指導員に伝わっておれば、早い時間でも受け入れているケースもあるということですね。

それでこういった相談を受けたのは、ちょっと具体的に私もちょうとまとめてみたんですけれども、一般的に会社の勤務時間の開始というのは朝8時からが通常ではないかと。土曜日、そして長期の学校休業日には、子どもを祖父母または親戚に預けて、安全登校ということで、家族が助け合っているんだろうと思うわけでありまして。実際、ここのもそういうふうな家庭でした。それで中関小、また新田小の関係者からも、こういった時間の変更について、今年度相談も受けたわけでありまして。

しかし、そうした預ける環境がないとなれば、子ども一人で留守家庭児童学級に登校するということもあり得ると思うんですよ。で、一人で過ごす時間というものが、御両親が7時半なり7時ごろ出ていく、で、8時半というその時間帯が非常に気になっておられるというようなことも、どうも聞こえてくるんですね。そうした御心配もあるので、なるべくなら、そうした身近な方に子どもを預けて行っておられるということでありまして、これらへの対応というのは、先ほど申されましたように、指導員に伝わっておれば早い時間帯でも、例えば7時半ぐらいからでもそうしたお子さんを受け入れていただけるものなのではないでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 確かに早目にお越しになられる方もいらっしゃるというふうには伺っております。で、指導員の勤務条件というのが8時からということで、これから進めてまいりますので、雇用の条件としまして、もう少し早目にということとは条件的にはなかなか難しいと思います。しかし、状況に合わせて、指導員が少し、夏休みとか

土曜日については早目に来られて対応している留家児もありますので、こういう形で私どもとしましてはお願いをしてまいりたいとは考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○26番（山下 和明君） さまざまなケースもあろうかと思えますけれども、できれば早い時期に朝の8時から夕方6時まで延長が実現できるように、まずは第一段階として、きちんとその辺はお願いをしたいと思います。

次です。次は道路行政についてであります。地域連絡道路の整備によって、我々の日常活動は広域化してまいりました。一方、自動車交通量の増大によって歩行者の安全を図るため、歩行者や自転車が車道に飛び出さないよう、歩道の必要性和安全性の確保が要求されてきました。平成20年6月には道路交通法が改正され、自転車は原則、車道を走らなければなりません。歩道通行が許される例外の中に、道路標識などがある場合に加え、13歳未満の児童と70歳以上の高齢者や身体障害者については、標識がない場合でも歩道を通行することが可能となりました。

そこで質問いたします。1点目は、市道三田尻沖ノ原線の旧カネボウ正門からイオンタウン防府に至る間、約1,400メートルの歩道整備についてであります。この間の歩道整備については地域住民からの要望として、平成20年6月議会で、この付近の旧県道環状線の安全対策について質問したところであります。その質問内容は、平成20年に開店したイオンタウン——旧ロックシティ防府は、土曜・日曜・休日には多くの来店があり、アクセス道路が交通量が増し、自転車や歩行者も以前と比べ多くなっており、交通安全が危惧される場所です。特に旧カネボウ正門からイオンタウンの間は、車道と歩道が縁石で区別されているが、歩道部分については、その間、電柱が18本立ち、歩道の幅は1メートル40センチであるが、電柱箇所では90センチ、狭い箇所では55センチの歩道幅となっている。

また、路肩は水路幅2メートル、深さ1メートル30センチの水路があり、柵がないため、歩行者と自転車、自転車と自転車が交差するにも非常に危険な状態である。早い時期に整備改善を含めた安全対応策を強く県に求めるべきだと、平成20年6月議会で主張いたしましたが、その後、基本的な改善が図られないままの状態です。平成21年7月に、県道から市道へ路線の認定変更がされているが、現状をどう認識しているのか、路面もかなり傷んでいるが、歩道の安全整備をなぜしないのかお伺いいたします。

2点目は、道路側溝の浚渫についてであります。道路行政の目的は、基本的に道路整備と機能の円滑を図ることです。また、歩道部分には雨水処理も含めた道路側溝の設置は、市民からの要望も多いところであり、整備延長もかなりのものと推察いたします。



基本的には、市道の附属である道路側溝の維持管理は防府市ですが、道路側溝の清掃については地元の住民で対応をお願いしているところであり、6月・7月に多くの自治体で一斉清掃が実施されています。しかし、歩道としている路肩部分の安全を考慮して、道路側溝には旧のものであれば1枚約65キログラムあるそうですが、頑丈なコンクリートふたが設置されています。ですが、ふた上げが困難で、道路側溝にたまった土砂をとらないでいると、その周辺地域の雨水処理機能が低下してしまいます。

そこでお尋ねいたしますが、地域や場所にもよりますが、昔に開発された団地では高齢化で道路側溝のふた上げが困難で、土砂上げに苦慮されています。道路課が貸し出しているふた上げ器は4台と伺っているが、使用時期も重なることから、実情に応じて貸し出し台数を増やすか、または近くの公民館に備えるような対応はできないものか、御所見をお伺いいたします。

また非常に困難な作業を要する箇所については、道路管理者がバキューム工法等で道路側溝の雨水処理機能の回復を図ることが望ましいと考えますが、その判断はどうされているのかお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

それでは、道路行政についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の市道三田尻沖ノ原線の歩道整備でございますが、イオンタウン防府から平和自工前、市道東勝間勝間小線との交差点になりますが、この約200メートルの区間につきましては、既に整備がされた状況でございます。しかしながら、平和自工から旧カネボウ正門前、市道国分寺鐘紡線との交差点になりますが、約600メートルの区間につきましては、議員御指摘のとおり、歩道内に電柱が建っていることから、市といたしましても歩道部分が1メートル程度しかない箇所があることは認識いたしております。この区間の整備につきましては、歩道に平行しております水路を勝間地区雨水排水事業により改修することといたしておりますので、それにあわせて歩道についても整備を行いたいと考えております。

なお、完成するまでの期間につきましては、通行に支障が出ないように路肩の補修、草刈り等を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の道路側溝の浚渫及びコンクリートふた上げ器の貸し出しについてでございますが、道路側溝の維持管理につきましては、日ごろより地元並びに自治会の皆様に御協力をお願いしている状況にございまして感謝いたしております。

実際に道路側溝の浚渫をする場合、まずはふたを取り外してからの作業となりますが、

ふたの取り外しについては、数も重さも相当のものとなり、大変御苦勞されていることと思います。そのため市では、地元住民の方の負担を軽減するために、道路課に貸し出し用のふた上げ器4台を常備し、随時貸し出しを行っておりますが、議員御指摘にございましたが、御高齢の方や、市役所から遠くにお住まいの方が市役所まで借りに来られ、また返却に来られるのは、さらなる御負担になっているものと思います。

つきましては、地元住民の方の負担が少しでも軽減されますよう、ふた上げ器の貸し出し状況に応じ、出張所に配備することについて、今後、検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願いいたします。

それと最後になりますが、住民の方の作業で大変難しいという状況がございましたら、その旨また道路課のほうに御相談をいただければ、そういったことについても耳を傾けさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○26番（山下 和明君） 先ほど、今もともとが県道で、平成20年の7月に市道に認定変更されておられますよね。これ、お伺いするんですけど、県道から市道に、要するに管理が移管してくるといえるのか、そうしたときに、まずは県が整備した上で市がそれを引き継ぐというのが筋だろうと思っておりますし、今までも、私もそうした箇所も伺ったところもあるんですが、なぜ平成20年にこういった形で質問をし、当時の部長もその辺の改善の必要性も理解しておりながら、県道から市道へ引き継ぐときにそうした条件がつけられなかったのか、また県の予算でそうした整備をした上で受け入れるのが私は筋ではなかったんじゃないかなと思うんですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御質問の中でもございましたし、再度御確認をいただきました平成20年6月議会で御同様の御質問をいただいたこと、それと当時はまだ県道防府環状線と申しておりましたから、県道であったことから道路管理者である山口県へ歩道整備を要望してまいりたいというふうにお答えをさせていただきました。

その後の状況でございますが、実は平成21年3月に、新築地町から旧国道2号まで新しく環状1号線が供用開始されました。それを受けまして、もとの県道防府環状線は市道三田尻沖ノ原線に平成20年7月1日に所管替えされたところでございます。

その際に、当然、山口県に対して、市からも安全対策の要望は行っております。その結果、先ほど御回答の中でも申し上げましたように、イオンタウンから平和自工までの間につきましては、歩道の石積みをブロック積みへ改修、支障電柱も移設、舗装もいわゆる補

修改良など、そういった安全対策は県のほうで全てなされております。

しかしながら、当地区におきましては、現在、高潮などの浸水被害を防止するために、さまざまな事業が行われております。こういった諸事業との調整も必要となりますので、今後そういった事業との進捗にあわせて、歩道を整備していきたいというふうに考えておるところです。

実は、今現在行われている事業で申し上げますと、県におかれましては、勝間ポンプ場の築造事業、市におきましては雨水排水路整備事業、これらをこの地区内で行っております。今後も事業の予定がございますので、そうした事業との進捗を図った上で、舗道の整備については取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○26番（山下 和明君） イオンタウンの入り口から平和自工のあの信号機が設置されている、平和自工のあの交差点も非常に危険な老朽化した交差点で、歩道幅も現状は90センチメートルとかですね。私もスケール持って測りに行きましたけれども、今、言われたように200メートルの間は整備が整ってますけれども、交差点は以前のそのままの状態、何ら要するに手がつけられていないということであります。

それでもそもそもは要するに電柱を2カ所、カネボウ側のほうといたしまししょうか、旧カネボウ側というか、あの東側のほうに移設ただけでありまして、残りの区間についても、まずは電柱の移設が必要ではないかなと思います。やはり土曜、日曜、休日には、大人というより小学生、中学生、高校生のそうしたお子さんが結構自転車で数十人、多いときには、イオンタウンのほうに行っておられるのかなと、そう一たん見受けるんですね。非常に危険なところで、河川も深いところでは私の身長以上、1メートル80センチメートルありました。スケールで測りましたら。これ落ちたら大変だなと、そういう危険な箇所を、市の将来の雨水排水計画、また県のポンプ場を今整備しておりますけれども、それにあわせてというのであれば、大変な、要するにそういう若い人たちが自転車を利用しておられる光景を見て、草は生えて、自転車で、歩行者も非常に歩きづらい。路面は本当荒れ放題、亀裂はしとる。車道から河川寄りのほうは斜め傾斜になって、こんな危険なところを何で手をつけんのかななんて思って、改めてこのたびまた現場、行ってみましたけれども、そう感じたわけでありませう。

しかし、答弁では前向きに整備を図っていくということで、残りの600メートル以上になるんだろうとは思いますが、ただ旧カネボウの正門から、どういうんですか、入間川っていうんですか、あれは何川というか、立場釣具店がある側のほうにもかなり危

険な箇所も見受けますので、あわせてその辺まで延長して、ぜひ検討していただきたいなと思います。

次に、道路側溝の浚渫についてでありますけれども、道路側溝の清掃、土砂上げ作業というのは6月、7月に集中しているんですね。特に日曜日。それで伺いましたら、かなり予約というんですか、利用を求めてらっしゃる方が多いようなんですけれども、このコンクリートのふた上げ器の利用状況というのは、実際どのように把握しておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ふた上げ器の利用状況という御質問でございました。実は私、ふた上げ器の利用状況につきましては、道路課のほうに確認したのは、年間、毎年、数件というふうな回答しか得ておりませんので、早急に調べて、また御回答もさせていただきたいと思いますが、今、据え置いておるふた上げ器の数で、それが同じ時期に集中して足りなくなつたということはないというふうに存じております。

それともう1点、すみませんが、御回答の中でつけ加えさせていただきたいんですが、前段に御質問になりました三田尻沖ノ原線の歩道整備でございます。今後、取り組んでいくということでお答えさせていただきましたが、実は防府市におきましては、現在、市道勝間鐘紡自歩道線の整備を行っております。この市道勝間鐘紡自歩道線と申しますのは、高架側道から南へ向けて今整備を進めております自歩道でございますが、これがちょうど平和自工のところの交差点に出てまいります。

もう1点、勝間の下排水路、県道の北側になりますが、この整備もいわゆる港橋のほうから上流に向けて整備を進めておりまして、県道と水路を挟んだ、水路の北側にはなりますが、十分自歩道として使えるだけの余裕が堤防の幅でございます。こういったものを防府市といたしましても、イオンタウンに行かれる方、また近傍の方々に安心して通行いただけるように、自転車歩行者道としての整備も進めていきたいと、そのように考えておりますので、勝間のいわゆる事業期間よりもこちらのほうが早く実現できるのではないかとこのふうに取り組んでおりますことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○26番（山下 和明君） 先ほど答弁の中に、今言われた勝間地域で、勝間小学校の東側のほうからずっと自歩道線が今、整備されて、平和自工のあたりまで完成がいよいよというところで、これももともとの引き込み線を利用していくということで、これが完成すれば、かなりの安全地帯が確保できるのではないかなと思いますけれども。でも今、先ほ

ど言いましたように、ある場所、あるものが余りにも危険性がちょっと高いもので、これについても何らかの路面整備なんかはやっていかなきゃいけないんじゃないかなとは思いますがね。

例の道路側溝のふた上げ器、参考に道路課のほうで資料をいただいたんですが、1台購入すると大体3万8,000円からということで、大きなふたをというか、重たいふたというんでしょうか、それを上げる、そういう装置となると、まだまだ金額が張っていくということで。私、相談受けたのが、牟礼の浮野あたりの古い団地の方から、わざわざ防府市に、こちらの役所まで借りに来なきゃならないと。それで、また持っていかなきゃならないと。

たしか、もっと前にこのような質問もしたことがあるんですけども、そのときには貸出件数も結構あったと思うんですよ。要するに利用する方から言わせれば、道路側溝のふたというのは、なかなか器用な人でないと上げにくいんですね。どういうんですか、この、鉄の棒を持ったり、バールを1カ所あけると。しかし、なかなかその目地にです、節に砂がかんでいて、なかなかそれをあけることができない。しかも地域によっては、団地によっては、高齢化が進んで、若い人たちが協力して出てきてくれればいいんですけども、なかなか実態はそうじゃのうて、一人で今まで頑張ってきたけれども、もうとてもじゃないけど、三、四十キログラムのようなものを一人でひっくり返して土砂を上げるということが非常に難しゅうなつたと。しかも今まで借りに行ったことがあるけれども、わざわざこちらの寿町まで取りに来て、電話で予約して、それでまた戻しに来んにゃならんと。で、2人でやるにしても、非常に利用するにしても、手慣れた人じゃないと難しいような話でありました。もっと——ただ先ほど出張所に配備をとということで検討していくというようなことではありましたけれども——そうした、どういうんですか、道路側溝の清掃、また浚渫を地域住民にお願いしている以上、そういったことも含めて、もっと簡単に——簡単という言い方は悪いんですけども、余り腰を痛めないような工夫ができるようなことも考えていただいて、対応を検討していただきたいと思うんですよ。

この、今、貸し出しているコンクリートぶたのふた上げ器も非常に使いづらいようなんですよ。もっと簡単に、2人でやってもこのふたが外せる。例えば四、五十センチメートルのもののコンクリートぶた、この台ぐらいの大きさでしょうが、本当5メートル行くにしても10枚はぐらなきゃならないようなことで、結構、年配の方にとっては、これは本当、対応できる人、できない人と、中にはもう無理だから、そのまま数年も放置して、要するにその辺の一体の処理機能が低下しているところもあろうかと思うんです。

そうしたことも含めて、何らかで、市のほうでそうした対応に耳を傾けていただいて、

そうした声をよう聞いてもらいたいなど。ただ、もうこれは地元でやってくれというだけじゃのうて、市からのそういう対応も今後さらに必要になってこようかと思っておりますので、お願いをして私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、26番、山下議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は7番、山根議員。

〔7番 山根 祐二君 登壇〕

○7番（山根 祐二君） 公明党の山根でございます。通告に従って質問をいたします。

最初に、高齢者保健福祉について、介護支援ボランティア制度のことについて質問をしたいと思います。

日本は、平均寿命が世界トップレベルの長寿大国ですが、長寿者には認知症や寝たきりなど、日常生活に支障のある人も含まれています。こうした中、今、健康寿命という言葉が注目を集めております。

厚生労働省は2013年度から始まる次期健康づくり計画、健康日本21について検討する厚生科学審議会の部会で、介護を受けたり寝たきりになったりせず、制限なく健康な日常生活を送ることが可能な期間を示す健康寿命が、2010年で男性が70.42歳、女性が73.62歳だったとする算出結果を提示しました。次期健康づくり計画に、平均寿命の伸び幅を健康寿命の伸び幅が上回るとする目標などを盛り込む方針を示しました。少子高齢化が進む中、次期健康づくり計画では、健康な状態で長生きするための社会環境づくりを目指しています。厚労省が健康寿命を算出したのは初めてであります。

厚労省は2010年の平均寿命を男性が79.64歳、女性が86.39歳と推計しており、健康寿命との差は男性で9.22年、女性で12.77年ありました。平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限がある不健康な期間であり、この差が拡大すれば、医療費や介護給付費の多くを消費する期間が増大することになります。つまりこの9年から12年間は、介護などで誰かの助けが必要となる期間とも言えます。

そのため政府は、今後10年間で平均寿命と健康寿命の差を縮めるために、がんや脳卒中、心臓病など、生活習慣病の死亡率を引き下げる数値目標を設定しました。また成人の喫煙率を引き下げることでも盛り込みました。健康寿命を延ばし、健康で過ごせる時間が長くなることは、個人や家族にとっても喜ばしいことです。健康ならボランティア活動などもでき、高齢者の社会参加の道が開かれます。その結果、医療や介護など、増え続ける社会保障を減らすことができます。高齢期になっても元気で楽しく過ごしたいと思うのはだれも同じではないでしょうか。

そしてそのための具体的方法の一つとして、高齢者が介護支援などのボランティア活動に参加することに注目がされています。ボランティアをすることで世の中の役に立っていると、生きがいを感じ、それが心身の健康の増進につながり、介護予防にもなります。こうした理由で、介護支援ボランティア制度に取り組む自治体が増えてきています。この制度は、高齢者が介護施設などで要介護者の話し相手や片づけなどのボランティア活動を行うと、その活動に応じてポイントが交付され、それに対して交付金が本人に支給される仕組みです。ボランティアに参加する高齢者が増えることで介護予防促進になり、その分、介護保険の給付費を抑制することにもなります。厚生労働省も高齢者の介護予防、住民相互による地域に根差した介護支援などの社会参加活動、にぎわいにあふれる地域づくりの実現を同制度のねらいとしています。

この制度は、もともと東京都稲城市が高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価できないかと提案したのがきっかけで、政府が2007年に地域支援事業交付金を活用して制度を創設しました。これを受けて、まず同年9月に稲城市が実施し、以来、東京都千代田区、佐賀県唐津市、山形県天童市、愛知県津島市、大阪府吹田市、横浜市、岡山県倉敷市などで導入されました。横浜市は2009年10月に制度を導入し、「ヨコハマいきいきポイント」をスタートしました。本年7月現在、ボランティアに参加するための研修を終了した登録者は6,307人に上り、特別養護老人ホームなどの受け入れ施設も289施設に拡大しています。1人に対する年間交付金は最大8,000円で、金額は年度末に支払われる仕組みです。

以上述べました介護支援ボランティア制度導入を求めるに当たり、本市の第6次高齢者保健福祉計画について数点質問をいたします。

1、高齢者を取り巻く現状の中で、高齢者の就業率の推移を見ると全般的に減少傾向であるが、直近の就業率、人数についてはどうか。

2、高齢者の地域社会参加の状況について伺う。

3、介護サービスの充実について、本年4月から24時間訪問介護、看護サービスが創設されたが、定期巡回、随時対応型訪問介護、看護について取り組みはどうか。

4、施策の総合的推進の中で、生涯現役社会づくりの推進として、さきに述べた介護支援ボランティア制度を導入してはいかがか。

以上、4点についてお答えをください。

○議長（安藤 二郎君） 7番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、直近の高齢者就業率、人数についてのお尋ねでございましたが、平成22年の国勢調査によりますと、防府市では65歳以上の高齢者が2万9,506人、このうち就業者は6,023人で、率にしますと20.4%となっており、平成17年と比較しますと、就業者は479人増加しておりますが、高齢者人口の増加によりまして、率では0.6ポイントの減少となっております。

次に、高齢者の地域社会参加の状況についての所見を伺うということでございますが、平成23年に行いました高齢者保健福祉・介護保険に関するアンケートの結果では、自治会や老人クラブ、趣味のサークルなどの地域活動に参加されている方の割合が、平成20年の調査結果より20ポイント増加し、56.8%となっております。

こうした地域社会に参加される高齢者が増えることは、より多くの高齢者の健康増進や介護予防にもつながりますので、今後も活動を支援してまいりたいと存じます。

次に、本年4月に創設されました定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの取り組みについてのお尋ねでございましたが、本市では平成24年度に整備する計画としておりましたが、開設の意向を示しておられた事業者が、国の事業基準及び報酬の決定を受けまして、開設を再度検討された結果、示された条件での事業化について、現時点では困難であると判断されるなどの事情によりまして、整備に至っておりません。

今後につきましては、先進事例などの情報を参考にしながら、事業者とも協議を重ねてまいりたいと存じます。

最後に、介護支援ボランティア制度を導入してはどうかとの御意見、お尋ねでございましたが、介護支援活動である高齢者・障害者の散歩、通院などの付き添いや話し相手などの身の回りのお世話をすることなどに高齢者が参加することは、生涯現役社会づくりの一環として大変有効であると考えております。

本市では、こうした介護支援活動は、既に平成8年から防府市シルバー人材センターによりまして、有償のサービスとして提供されておりました、高齢者の就労及び社会参加へとつながっております。

今後の高齢者保健福祉活動の課題であります、地域での見守りネットワークの確立や、地域包括ケアシステムの構築及び認知症高齢者支援ボランティアの育成などの実現のためには、地域住民同士の助け合い精神による活動が必要不可欠と考えておりました、無償によるボランティア活動を前提として、取り組んでまいりたいと存じます。

しかし、御提言のありました介護予防ボランティア制度におけるポイント制につきましては、県内でも導入されている自治体がございますので、その効用を調査研究してまいりたいと考えております。



以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○7番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。高齢者を取り巻く環境ということで、就業率、人数についてお答えをいただきました。

答弁の中で述べられたように、人数的には479人増加しているが、就業率としては下がっているということから、やはり高齢者人口が増していると、かなり増加率は高いということでございます。高齢化率については平成17年22.6%は、23年には25.4%と増加をしております。就業率については減少傾向ということで、年々1%程度減少しておりますが、人数については増加ということを見てもみますと、元気な高齢者も増加しているということでございます。

高齢者の社会参加の状況については数字でお示しをいただきましたが、このアンケート結果によりますと、高齢者が行うボランティア活動についても、こちらの資料を見ますと相当数ございます。アンケート回答者中50人が、高齢者が行うボランティア活動に参加しているという状況が見られたところでございます。

3番目の介護サービスの充実ということに、24時間の訪問介護看護サービスについて、事業者が現時点では事業化が困難とするということで、今、本市では実施されていないということでありましたが、また、これについては事業者と協議していくという御答弁であったと思います。

ここで再質問いたしますが、事業者が現時点では実施困難であると判断した原因は何だと考えられますでしょうか、お願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 事業者が現時点で困難とお考えになられた判断理由でございますけれども、実施困難とされたはっきりとした理由は私ども把握をしておりません。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の報酬等につきましては、24年の2月23日に厚生労働省から公表されておりますが、現在の利用見込者数に対しまして、これは防府市の現在の利用見込者数に対しまして、この基準や報酬等では採算面での事業展開することが困難であると、全国的にも、各市でこの事業についての開設予定事業者からの声が上がったということが指摘されておりました。特に介護職員を2.5人以上配置し、かつ24時間の訪問看護体制を整える必要がございます。そのためには最低でも5人以上の看護職員の確保が必要となると思われま。また24時間のオペレーター及び訪問介護職員の確保となりますと、交代勤務が必要なことから、相当数の人員体制も必要とされると思います。

このようなことから人員の確保と採算面から大変厳しいと御判断されたものということで、このたびの開設が見直されたものと推察しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○7番（山根 祐二君） 今、御答弁されたように採算がとれないと、全国からもそういう声が上がっているということであります。採算がとれないということと、それからもう一つ、人員体制が必要ということがありました。もしこれが採算体制がとれるようになれば、その人員体制、いわゆる雇用が発生するというところでもあるというふうに考えます。全国的にもそういう声が上がっているとは言いながらも、やはり大都市圏では採算がとりやすいということで実施しているところもあるように聞いております。

一方で、こういったサービスを望む声というのは多いわけでありますので、国の制度自体が、今、どのように変わっていくかというのをもちろん見ていく必要がありますし、必要性はやはりあるというふうに考えますので、近い将来、これに取り組んでいく事業者が増えるということを非常に期待したいところであります。

先ほど答弁の中で、事業者とまた協議していくということも言われましたけれども、この辺のところをちょっと具体的に、今から事業者と何を協議して、そしてどういう方向に持っていくのか、市として事業者に期待するものがあるのか、あればどういったものかということをお答え願います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 御質問の事業者との協議と具体的にはどういう方向に持っていくかということでございますが、新聞報道によりますと、横浜市では10月1日付で開所に向けて事業者の公募が行われました。全18区域のうち、5区域を1法人が指定を受けるとということが決まったという報道がされております。

今後、他市での取り組みにつきましても、新聞やインターネット上に情報も掲載されると考えておりますので、横浜市を含め、先進事例の情報を収集しまして、これを分析しながら、開設を御希望される事業者には情報の提供も行い、本市での事業展開につないでいただけるよう協議をしてまいりたいと考えております。

次に、市として事業者に期待するものについての御質問でございましたが、本市が行いました平成23年の高齢者保健福祉アンケートによりますと、元気でいらっしゃる御高齢者の52%が、要介護となられても現在の住居に住み続けたい、また要介護認定を受けていらっしゃる方につきましても、66%の方々が現在の住居に住み続けたいという回答をお寄せいただいております。

このように高齢者の方々の自宅に住み続けたいという思いを支援できるサービスとして、今後慎重性の高いサービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスだと考えております。したがって、市内の事業予定者の方々が諸問題を克服されて事業展開をしていただけるよう期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○7番（山根 祐二君） ありがとうございます。他市の取り組みなども見て、また研究をしていく、協議していくというお答えでありました。

こういった国の制度の充実によりまして、地方都市でも取り組めるようになった場合に、やはり先ほど事業者からの意見にもありました人員の確保といったような問題も出てくるわけでありましたが、参加するようになった場合の、今度、そうすると若者雇用の受け皿となっていくのも期待をできるわけでありましたが、そういった場合、看護師の育成とか、あるいは看護師の待遇改善、もちろん国の役割も出てきますけれども、あるいは退職看護人材の掘り起こしなどの課題があるように、いろんな資料を見ますと、ありますけれども、こういった問題について、市はどのようにかかわっていくお考えかと。将来的なことになるとは思いますけれども、この辺の御所見をお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 御質問いただきました介護福祉士の育成や、介護職員の処遇改善、退職看護人材の掘り起こしなどの問題につきましては、御指摘されましたように基本的には国の責務だと考えております。

しかしながら、本市といたしましては、市内の介護福祉士や介護支援専門員、通称ケアマネ等と呼んでおりますが——の介護に携わる職員の方々が、ステップアップを目指されて、研修を積み重ねていただくことが大変重要であると考えております。

この研修では、その職務のスキルアップはもちろんのこと、医療と介護の連携、地域包括ケアシステムと関係者の役割、高齢者の尊厳に配慮した介護理論まで、幅広い内容を取り上げることで、より質の高い人材を育成し、その結果、介護の質の向上につながり、もって要介護高齢者の生活の質を高めることができるものと考えております。

つきましては、今後、研修を充実するとともに、介護、医療、福祉、保険の関係者との連携強化にも一層努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜るようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○7番（山根 祐二君） この制度の重要性と申しますか、役立つことについては御理解

されていて、その取り組みについても今、御答弁いただきました。この24時間サービスということは、この4月から実施されるということで、大きく話題を帯びているところですけれども、本市におきましても、その試行というか、その制度のスタートを前にして、本年の3月に先輩議員がこの件について質問をされております。このときの前任の健康福祉部長の答弁があるんですけれども、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを導入すれば、在宅において施設サービスに近いサービスが利用できることから、重度介護の方なども自宅で安心して生活することが可能になると考えております。また軽・中度の要介護認定者で従来の在宅サービスではサービスが不足するため、施設入所されておられた方が、このサービスの利用で在宅生活に移行することも期待できることなど、このサービスの必要性は高いものがあると考えております」、このような答弁をされております。この、必要性が高いと、サービスについては、やはり一定の認識を持っておられることと思いますので、これは希望される方々も今から出てくると思いますし、その事業者も採算さえとれば、可能であれば取り組んでいただきたいという思いを非常に強くしているところであります。

で、これは意見として申しておきますけれども、事業者との協議の中で、制度が実施できるような知恵を出していただき、高齢者が今から増加するのもわかっていることでもありますし、必ず必要となる制度であるというふうに考えますので、今後の真剣な取り組みをお願いしておきます。

4番目の介護支援ボランティア制度の導入についてであります。答弁の中で、他市の今後の状況も――他市で実施しているところもあると、導入している自治体があるということもご答弁の中になりましたけれども、それからの状況についてお伺いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 他市の取り組み状況でございますが、全国的に見ますと、23年度末で52の自治体でボランティア制度に取り組んでいらっしゃいます。で、県内の状況でございますが、県内では山陽小野田市と宇部市の2市が実施をされております。簡単に状況を説明させていただきます。

山陽小野田市は、市の社会福祉協議会が市から委託を受けまして、「いきいき介護サポーター」として介護支援ボランティア活動制度を平成21年10月から実施されています。この制度は介護保険法に規定する介護予防事業として、65歳以上の高齢者の方が市の指定を受けた市内の介護施設で行事などの手伝い、演芸などの訪問、利用者の移動補助、話し相手などの活動を行われて、活動に応じてポイントが付与され、そのポイントに応じた交付金、最大限で5,000円でございますが――が交付されるという制度でございます。

す。

今年度は、さらに家族介護に対する傾聴ボランティアも加わりまして、現在、登録者数が136人、市の指定を受けた介護施設等は28施設と聞いております。スタートした21年は登録者数が77人でした。山陽小野田市の介護支援ボランティア活動制度は、取り組まれて3年が経過しておりますが、この事業に対しての取り組みの評価ということにつきましては、登録された方からの声でございますが、スタンプを押してもらい、スタンプ量が増えていくことによって、「ボランティア活動に対するやる気が出ている」といった意見が寄せられております。

毎年、少しずつ登録者数が増えている反面、施設が広域な範囲に散在しておりまして、どうしても交通の利便性のよい施設に偏ってしまうことや、ボランティア等施設のニーズと要望、ニーズに対しての要求と希望の調整に御腐心をされているというふうになっております。

一方、宇部市では「宇部市はつらつポイント制度」として、ことし7月から実施されております。この制度は市の指定した介護支援にかかわるボランティア活動を行った65歳以上の市民及び健康づくり・介護予防事業に参加した40歳以上の市民に対して、その実践活動に応じてポイントを付与し、1ポイント1円として1,000ポイントから最高5,000ポイントまで換金をすることができ、希望によりまして、市が指定した団体等への寄付も可能とした制度でございます。

65歳以上の高齢者の方々は、「はつらつメンバー研修会」を受講されて、「はつらつメンバー」として登録し、介護支援ボランティア型事業に参加されます。ポイントは市が指定した介護保険施設や障害者支援施設、または高齢者、障害者を対象にボランティア活動を行っていらっしゃる団体で、散歩や話し相手、レクリエーション等の参加支援、行事の手伝い等の活動を行うことによって付与されるものでございます。

介護支援ボランティア型事業はスタートをしたばかりでございまして、現在、ボランティア団体数が1団体、はつらつメンバー登録者数は30名と伺っております。

以上、県内の状況でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○7番（山根 祐二君） ありがとうございます。山陽小野田市、あるいは宇部市といった、先ほどの横浜なんかと比べると、本市に近いようなレベルでまた比べることができるわけですが、山陽小野田市では、3年目でしたかね、136人登録者数があり、宇部では始まったばかりであります。登録者数は30人いるということで、まずまずのスタートをされたように感じておるところであります。

最初の答弁の中で、防府市の場合は防府市シルバー人材センターにより有償のサービスという提供があるというようなお話がありましたけれども、この山陽小野田市、宇部市につきましては、こういった本市のシルバー人材センターに匹敵するようなもの、あるいはそういった、同じものというのがあるのかなのか、御存じでしょうか。ちょっとその辺のところ、もし御存じであれば、違う制度、要するに並べるような制度ですね、こういったものがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 大変申しわけございませんが、山陽小野田市と宇部市のシルバー人材センターについては承知しておりません。

ただ、この介護ボランティア制度の導入につきましては、ガイドラインなんかによりますと、やはりシルバー人材センターと有償の形でボランティア制度をされてますので、この辺の調整をどうするかといったところが、議論がやはりあるようでございます。

そういった状況を踏まえますと、やはり片やサービスを受ける側が1時間当たり幾らというふうな御負担をされて、シルバー人材センターから人を派遣してもらって受けるサービスでございますが、こちらの介護支援ボランティア制度につきましては、介護保険事業の中の予防事業という位置づけをされて取り組まれている自治体が非常に多くございます。稲城市につきましても、その部分から始まったわけでございますが、有償がいいのかどうかというのは議論があるところでございますが、介護保険事業の中で介護予防と、それから高齢者の生きがいということで、事業費の中でされているわけですが、私ども御答弁の中で申しましたように、これからやはり地域での見守りの体制ということが一番大事と考えておまして、当面は無償のボランティアをどういうふう組織をしていくかということから始めてまいりたいと考えております。もちろん御答弁の中で申し上げますように、この介護予防ボランティア制度のポイント制度も含めまして、研究は引き続きしてまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○7番（山根 祐二君） ありがとうございます。防府市のシルバー人材センター、利用される方も非常に多く、登録されている人も非常に多いようでございます。介護予防という観点からという、今、お話もありましたけれども、やはりそういった意欲を持って仕事に臨まれる、あるいはボランティア活動にしても臨まれる方々が増えていくことは非常に介護予防についても効果的ではないかなというふう感じております。

今後の他市の状況も見ていくというお話もありましたので、高齢者社会参加推進という観点から、あるいはまた介護予防の観点からということで本市に役立つものがあれば積極

的に取り組んでいくべきだろうというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この件については以上で終わります。

次に、住宅セーフティネット整備について質問をいたします。

防府市公営住宅等長寿命化計画によれば、平成23年4月現在で本市には31団地、2,107戸の市営住宅等があり、そのうち耐用年数の2分の1以上と法定の建替え要件を満たす住戸は1,184戸であります。老朽化した公営住宅を更新していくには財政上大変厳しい状況にあります。したがって、公営住宅を効率的に活用していくため、公営住宅の長寿命化を推進していく必要があります。

一方、防府市の総人口は、昭和60年以降大きな変化はなく、横ばいとなっておりますが、65歳以上の高齢化率は平成23年には25%を超えております。また高齢者のいる世帯は平成22年には41.5%に増加をしています。市営住宅の入居者の状況を見ますと、世帯主の年齢で最も多いのが65歳以上で全体の4割以上を占めています。世帯全て65歳以上となる高齢者世帯は全体の3分の1を占めています。世帯人数で最も多いのが1人で、全体の半数近くを占めています。高齢の方や身体に障害を持たれている方は、エレベーターのない老朽化した市営住宅の4階や5階に居住することは大変な御苦勞があります。高齢者だけでなく、不況や厳しい雇用状況のもとで、住宅の確保に困っている子育て世帯も増えております。しかし、公営住宅の絶対数は圧倒的に不足をしています。

そこで増加傾向にある民間賃貸住宅の空き家の有効活用が必要だとの意見があります。民間住宅の空き家をリフォームし、子育て世帯や高齢者世帯、障害者、低所得者などの住宅困窮者に低家賃で提供するセーフティネット住宅の整備が望まれているところです。

こういった声を受け、今年度予算にセーフティネット住宅の整備事業予算100億円が盛り込まれ、5月よりスタートしております。この事業は民間住宅の約2割を占める空き家などを改修し、住宅困窮世帯に低賃料で質の高い住宅の供給を目指すものです。対象となる改修工事は、耐震化や省エネ化、バリアフリー化のいずれかを含んでいることが条件で、1戸当たり100万円を上限に国が改修費の3分の1を補助するというものです。

さらに改修後の最初の入居者は子育て世帯や高齢者世帯などとする事、災害時に被災者が利用できるよう自治体と協定を結ぶことなどが条件に盛り込まれています。この事業は目的として、1、自力での住宅確保が困難な方に対する公営住宅不足を補完すること、2、住宅確保要配慮者の入居に関する大家の意識改革と低水準の民間賃貸住宅の質向上を目指すこと、3、リフォーム事業による経済効果などが考えられます。主としてこの事業利用について、市民に対し積極的に周知広報に取り組んでみてはいかがでしょうか。

そこです、市営住宅の現状についての質問ですが、1点目、現在、市営住宅高層階に住む高齢者が低層階へ住替え希望した場合の対応をお尋ねします。

2点目、今後、建替え計画のある市営住宅の規模と仕様はどうなっているか、お聞かせください。

3点目、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業について御所見を伺います。以上、3点について御答弁お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。それでは、住宅セーフティネット整備についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、市営住宅高層階に居住する高齢者が低層階へ住替え希望した場合の対応についてでございますが、入居されている方、または同居されている方が加齢、病気、不慮の事故などによって日常生活に身体の機能上の制限を受けられるようになり、階段の昇降に著しく支障を来し、現在の住宅での居住が困難となられた場合、医師からの診断書を提出いただいた上で低層階への住戸の空き状況を確認しながら住替えを進めております。

なお、平成22年度は3件、平成23年度は8件ほど低層階への住替えについて対応いたしましたところでございます。

次に、2点目の今後建替え計画のある市営住宅の規模と仕様についてでございますが、ただいま設計中の本町団地につきましては、今年度中に旧建物を解体し、平成25年度から2カ年計画で共同住宅1棟を建設する予定といたしております。

住宅の仕様といたしましては、鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積約1,300平方メートル、戸数を19戸程度とし、省エネルギー対策の外壁や屋根の断熱性能を向上させた住宅となっております。

部屋のタイプといたしましては、1DKから3DKまでを組み合わせ、入居の対象を単身世帯から家族世帯にまで可能なようにしており、御高齢の方や障害をお持ちの方にも安全・安心なようにバリアフリーとし、エレベーターも設置する予定といたしております。

次に、3点目の民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業についてでございますが、この事業は議員から御指摘もございましたとおり、既存の民間賃貸住宅の質の向上を図るとともに、空き家を有効に活用することにより、御高齢の方や障害をお持ちの方、あるいは子育て世帯などのいわゆる住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には被災者向けの住宅としての利用もできるよう実施されるもので、空き家のある賃貸住宅のリフォームに要する費用の一部を国が直接補助するものでございます。

対象地域といたしましては、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化に取



り組む地方公共団体との連携が図られる区域内で、本年7月13日に山口県も全域が事業実施可能区域となったところです。対象となる住宅は1戸以上の空き家があること、改修工事後に住宅確保要配慮者の入居を拒まないことなどとなっております。

また対象となる改修工事は、耐震、バリアフリー、省エネルギー改修工事のいずれかを含む工事となっており、国の補助金は100万円を限度として改修工事費用の3分の1が補助されます。

この事業は空き家の有効活用とともに、公営住宅の果たす役割の一端を担うものでもあり、と思われまので、さらにはリフォーム工事での経済的効果も期待できることから、議員御提案のように市民の方々をはじめ、空き家の所有者やリフォーム工事業者の方などにもお知らせするため、相談窓口となっている県住宅課とも協議しながら、市広報や市のホームページに掲載し、周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○7番（山根 祐二君） ありがとうございます。御理解いただいているということで、市広報などにも告知していくという御答弁でありました。

最初の質問の高層階からの高齢者の住替えであります。平成22年に3件あり、23年に18件あり、処理をしたというふうにお答えであります。これは、この21件の要望があり、それが全部かなえられたと、こういうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 大変申しわけございません。私、件数のほうを間違ってお答えしたかと思っておりますので確認をさせていただきます。いいですか。22年度は3件、23年度は8件ほどという御希望がございまして、いずれも低層階の住替えが完了いたしております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○7番（山根 祐二君） すみません、私の聞き違いであったようです。3件と8件ということですね。これはどうでしょう、この要望というのは、もっと多くあるけれども、その診断書を提出と、本当に身体の衰え、あるいは障害、加齢により日常的な生活に支障があるという方の御要望自体はこの程度なんでしょうか。それとも、もっとたくさんあるけれども、それに該当する人はこの程度ということなんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 今お答えしました件数につきましては、御相談を承りますれば、あくまでも空き部屋を探しつつということになりますので、例えば潜在的

にお待ちいただけないとかいう状況があつて、当初のご希望をみずからお諦めになられた方がいらっしゃらないとも限らないとは思いますが。ただ御要望があれば、必ず承ってそのように対応させていただいておるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○7番（山根 祐二君） はい、わかりました。こういった御要望よく聞くわけでありましてけれども、なかなか条件的に合致するところまでは行かないというのが現状ではないかなというふうに思っております。

また高齢者の増加に伴いまして、身体の衰え、あるいはそういった、生活に支障を来してくるという方も今後増えていくので、そういった対応も考えていく必要があるのではないかと思います。

老朽化した市営住宅にエレベーターを後づけするのは大変難しいことではありますが、エレベーターの設置基準についてお尋ねいたします。ちょっとその件について教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、エレベーターの設置基準についてということでお尋ねでございますが、公営住宅等整備基準というものがございまして、高齢者等への配慮として、3階建て以上の住宅にはエレベーターの設置が義務づけられております。またこのエレベーターを設置するに当たりましては、当然のことながら、車いす対応と、その他の関係法令にのっとり整備を進めておるところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○7番（山根 祐二君） わかりました。今から建てるエレベーターであれば、そういった高齢者に配慮してつくる、エレベーターを設置するわけでありましてけれども、現在、4階、5階に居住されている方は、なかなか、それを住替えるにはそれ相応の理由が要するというふうになるわけでありまして。

そういった観点から考えますと、こういった方々のことを何とかできないかなというような思いを強くするところでもあります。そういった御要望がありました際には、親身に相談に乗っていただきたいなというように思うところでもあります。

答弁にもありましたように、この民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業の、答弁にありましたけれども、経済効果ということも考えられるわけでありまして。防府市で昨年度から継続しておりました住宅リフォーム助成事業、これも500件の予定で募集しておりましたが、9月4日に、好評の中、受付が終了しております。市が商工会議所と連携して大変喜ばれ、本市の経済効果にも貢献したというふうに思われます。

同じように、この住宅セーフティネットの事業につきましても、いろいろ工夫をし、例えば商工会議所との連携なども視野に入れ、家主や工務店に対し周知徹底、これは先ほどの答弁の中でお答えありましたけれども、こういった周知徹底を推進していただきたいということを要望しておきたいと思います。

この制度の利用については、市としては県の住宅課と協議して進めていくというふうなお答えがありました。意見として申しますけれども、現在、市内の賃貸住宅を見てみますと、多くの空室があります。一方で市営住宅入居を求めながら、かなわない方々、こういった方々も多数いらっしゃいます。国の制度を活用し、公営住宅不足を補填し、また住宅確保要配慮者のための行政の積極的な取り組みというのが、やはり必要になるのではないかと考えます。こういった取り組みに対して、しっかり前向きに取り組んでいただきたいということを要望して、質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、7番、山根議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時42分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年9月12日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 青木 明夫

防府市議会議員 久保 玄爾